

【所管事務の調査（報告）】

川崎市環境基本計画改定案の策定について

資料 1 川崎市環境基本計画改定案について（概要）

資料 2 川崎市環境基本計画改定案

資料 3 川崎市環境基本計画 改定スケジュール（案）

資料 4 パブリックコメント資料

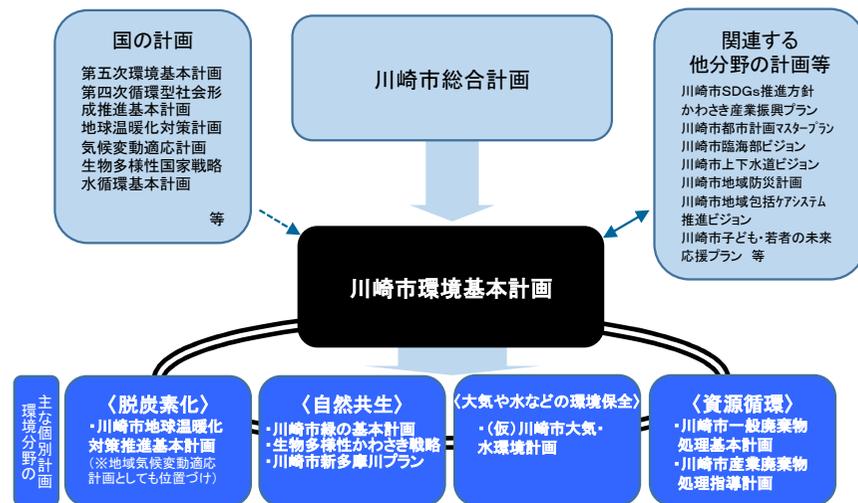
第1章 計画の基本的事項

1-1 計画改定の背景及び趣旨

- **環境基本計画**(以下「計画」という。)**は、環境基本条例**(以下「条例」という。)**第8条に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、環境行政の基本指針として策定。**
- 本市では、国の環境基本法制定に先んじ、平成3(1991)年に条例を制定するとともに、**全国に先駆け、計画を策定(平成6(1994)年策定、平成23(2011)年全面改定)。**
- **現行計画(平成23(2011)～令和2(2020)年度)**は、他の個別計画と一体となって、総合的かつ計画的に推進してきた結果、温室効果ガス排出量の削減、ごみ排出量の減少、緑の保全・創出・育成、大気環境の改善など**全体として概ね順調に取組が進捗。**
- 一方、環境・経済・社会の複合的な課題や、気候変動など地球規模の環境の危機的状況に加え、少子高齢化や人口減少等**環境行政を取り巻く状況が大きく変化。**
- **環境分野においては**、社会状況の変化等に伴い、今後も様々な課題が生じることが想定され、持続可能な社会の実現に向けては、環境分野の個別計画に基づく取組を推進するとともに、環境・社会・経済の統合的取組を見据えながら、**環境分野全般に対する施策の方向性を示す行政計画に基づき、取組を継続して推進していくことが必要である。**
- そのような状況及び現行計画が令和2(2020)年度に目標年度を迎えることから、本市は、**平成30(2018)年7月に川崎市環境審議会**(以下「審議会」という。)**に本計画の改定の基本的な考え方について諮問し、令和2(2020)年2月に審議会から答申を受けた。**その答申を踏まえるとともに、現行計画が令和2(2020)年度に目標年度を迎えることから、**社会状況の変化等に的確に対応し、持続可能なまちづくりを一層推進するため、計画を改定する。**

1-2 計画の位置づけ

- 計画は、**環境分野の個別計画の上位に位置づけられる**とともに、本市の総合計画で定めるめざす都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちなかわかさき」を環境面から実現していく役割を担う。

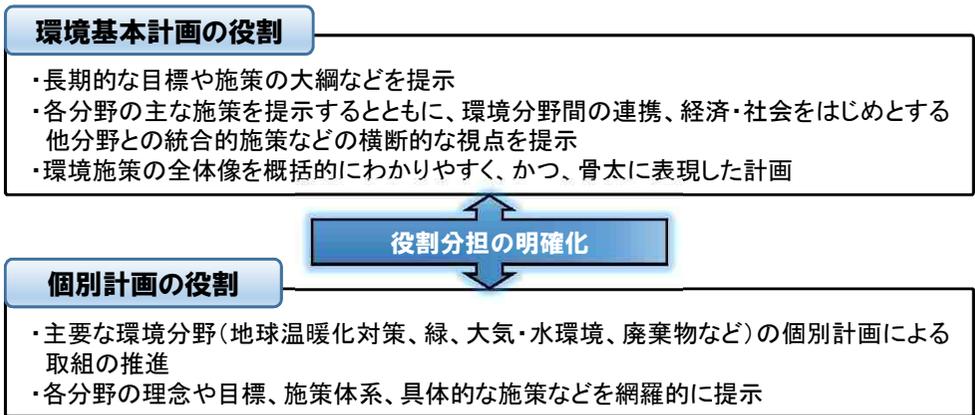


※令和3年3月策定予定

【川崎市環境基本計画の位置づけ】

1-3 計画の役割

- 地球温暖化対策や緑、ごみなど、個別計画が充実してきていることを踏まえ、**環境基本計画と個別計画の役割を明確化し、市民・事業者と目標や施策を共有する上で、わかりやすく骨太に表現した計画を策定する。**



【川崎市環境基本計画と個別計画の役割】

1-4 計画期間

★ 令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間

川崎市環境基本計画改定案について(概要)

第2章 環境の現況と社会状況の変化

2-1 環境の現況及び課題①

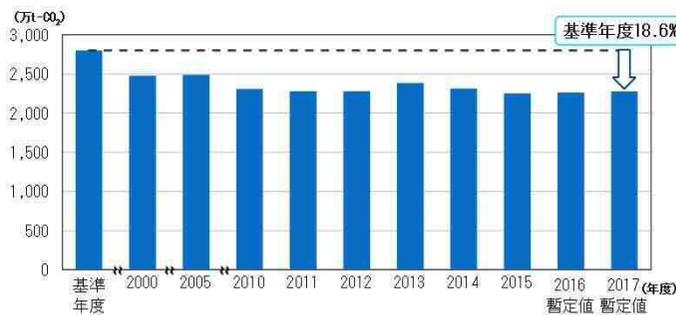
【地球温暖化及び気候変動】

●現状

平成29(2017)年度の市内の温室効果ガス総排出量(暫定値)は、2,277万トン-CO₂で、**基準年度の総排出量2,799万トン-CO₂と比べ、18.6%の減少**となっている。

●課題

脱炭素化に向けて温室効果ガス排出量の更なる削減が求められている状況であり、これらに密接に関連する**再生可能エネルギーの導入、エネルギーの最適利用に向けた取組**や気候変動の影響に対応するための**適応策についても、取組の強化が求められている。**



※基準年度の排出量は、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素が1990年度、それ以外が1995年度
※国の算定マニュアルの改定、統計書の修正等に伴い再算定した値であり、これまでの公表値と異なる。

【川崎市の温室効果ガス排出量の推移】

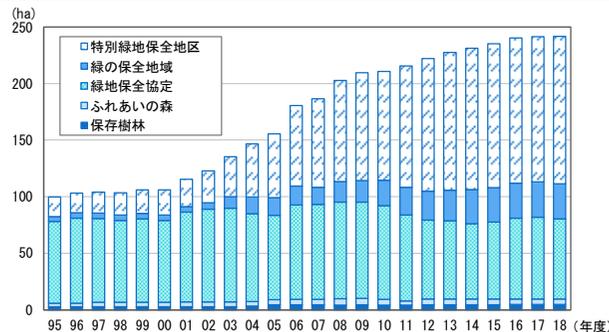
【自然環境】

●現状

市内の樹林地は、減少傾向にあるものの、**法律、条例等の施策により取組を推進した結果、平成30(2018)年度末で保全されている緑地面積は約243ha**となっている。

●課題

緑地は、水循環や生物多様性の観点からも大変重要であり、これまで、多様なステークホルダーと連携し取組を推進してきたが、**樹林地や農地の減少傾向などを踏まえ、緑の保全・創出・育成に向けた取組が引き続き求められている。**



【施策による緑地の保全面積の推移】

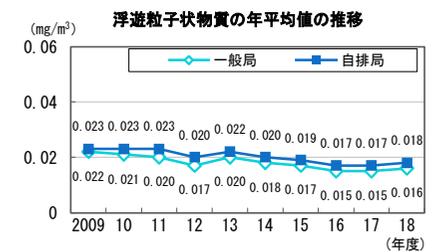
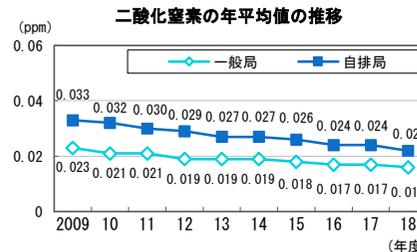
【大気や水などの地域環境】

●現状

平成30(2018)年度における**二酸化窒素**の対策目標値(環境基準)及び**浮遊粒子状物質(SPM)**の**環境基準は全局で達成**した。年平均値は、ここ10年の推移を見るとおおむね減少傾向で推移している。

●課題

大気や水などの環境は大きく改善されてきている一方、市民の環境改善に対する実感が高まっていないという状況が示されている。また、**地域ごとに特性が異なること**や、光化学スモッグ、東京湾の水質など、**広域的な課題も残されている。**



【二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値の推移】

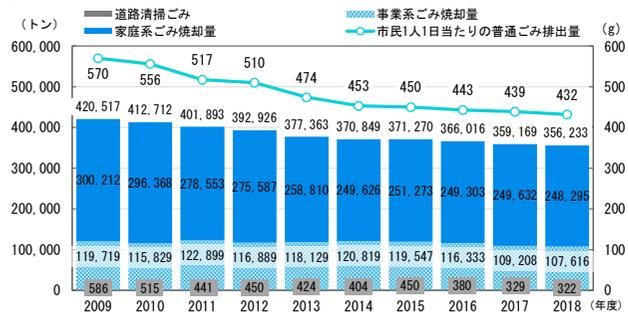
【廃棄物の発生等】

●現状

市内の**一般廃棄物の焼却量は**、ごみ非常事態宣言を行った平成2(1990)年度をピークに減少している。市民1人1日当たりの普通ごみ排出量は着実に減少するとともに、**人口が増加している中でも、ごみ焼却量は減少傾向**となっている。

●課題

一般廃棄物については、**市民1人1日当たりのごみ排出量が2年連続で政令指定都市の中で最も少なくなっている**など、大きな成果をあげている。今後は、**家庭系ごみや事業系ごみの更なる減量化・資源化の促進**や**地球温暖化対策への取組強化**などが必要である。



【ごみ焼却量と市民1人当たりの普通ごみ排出量の推移】

川崎市環境基本計画改定案について(概要)

2-2 環境の現状及び課題②

【協働・連携】

●現状

地球環境保全の分野における川崎温暖化対策推進会議(CC川崎エコ会議)のネットワークを活用した普及啓発活動や、廃棄物対策の分野における廃棄物減量指導員との地域におけるごみの減量化・資源化の普及啓発など、**環境先進都市として、多様な主体との協働・連携のもと、様々な取組を推進**している。

●課題

少子高齢化等社会状況の変化により、活動団体の高齢化や世代交代の停滞の問題が生じている。また、**協働・連携の担い手も多様化しており、それぞれの特徴を活かした柔軟な対応による取組が必要**となっている。

【現行計画の進捗状況】

●現行計画は、その**進捗を年次報告書において毎年度、5段階評価(A～E)で評価**している。現行計画の直近5年の総合的な評価は次のとおりであり、**概ね順調に進捗**している。

【現行計画の達成状況】

現行計画の環境政策	総合的な評価の達成区分				
	2014	2015	2016	2017	2018
地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす	B	C	C	B	C
環境にやさしい循環型社会が営まれるまちをめざす	B	B	C	C	C
多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちをめざす	B	B	B	B	B
安心して健康に暮らせるまちをめざす	B	B	B	B	B
環境に配慮した産業の活気があふれ国際貢献するまちをめざす	C	B	B	B	B
多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす	C	C	C	C	C

総合的な評価の達成区分

- A: 目標を大きく超えて達成するなど、施策が順調に進捗している。
- B: 目標を達成するなど施策が進捗している。
- C: おおむね施策は進捗している。
- D: 施策は進捗しているものの、目標達成に向けた取組が必要である。
- E: 目標を下回るなど、目標達成に向けてはより一層の取組が必要である。

2-3 環境問題に関わる様々な現状

●環境・経済・社会の複合的な課題や、地球規模の環境の危機状況等、**環境行政を取り巻く社会状況は大きく変化してきており、それを踏まえた対応が必要**となっている。

- (1) 人口減少・超高齢社会の到来
- (2) 東日本大震災等を契機とした国の災害・エネルギー対策
- (3) 気候変動対策の動向
- (4) プラスチックごみ問題への対応
- (5) 情報通信技術(ICT)の急速な進展
- (6) 持続可能な開発目標(SDGs)
- (7) 国の第五次環境基本計画
- (8) 新型コロナウイルス感染症



2-4 市民・事業者からの意見聴取

●本計画のめざすべき方向性や、市民や事業者の環境に係る意識等を把握するため、**市民・事業者のワークショップなどによる意見の聴取**を実施。

【意見聴取状況】

	実施時期	意見聴取状況等
平成30(2018)年度	平成30(2018)年9月	・市民を対象としたWebアンケート
	平成30(2018)年11月～平成31(2019)年2月	・市民及び事業者を対象としたワークショップ・グループインタビュー(「2050年の川崎市の姿」から、川崎市の環境施策のあり方や、各主体が果たすべき役割等をテーマに意見交換) ・「エネルギー・環境子どもワークショップin川崎」参加者からの意見聴取
令和元(2019)年度	令和元(2019)年7月～令和元(2019)年11月	・各区PTA協議会や大学生等を対象とした市民アンケート調査 ・事業者団体に所属する会員企業等を対象とした事業者アンケート調査 ・街頭アンケート調査

【主な意見の内容と改定案への反映状況】

意見の内容	反映状況
・スマートライフシティの実現 ・自然災害に強いまち ・先端技術でグリーンエネルギー都市型地産地消のまち	・緩和策・適応策や環境分野に関連する防災対策の推進等の取組に関する意見として、その趣旨を基本方針や基本方針に基づき取り組む3つの柱の考え方に反映
・技術革新で環境悪化を防ぐまち ・環境技術で環境問題に立ち向かうまち ・ごみが全てリサイクルできる技術	・環境技術を活用した取組を位置づけることの重要性を示す意見として、基本方針や基本方針に基づき取り組む3つの柱の考え方に反映
・世界中の人が地球温暖化を防ぐ努力をしている。	・協働・連携の必要性に関する意見として、その趣旨を基本方針や基本方針に基づき取り組む3つの柱の考え方に反映

●本計画の改定にあたり、答申を踏まえ、**令和2(2020)年5月に「改定素案」を策定**し、改定素案について、**Webアンケートによる意見聴取を実施**。
・意見提出数及び件数：11通、76件

Webアンケートによる主な意見の反映内容

- ・気候変動問題が喫緊の課題であることや、**脱炭素化に向けた取組を加速化**させることを明示。
- ・**環境教育・学習に係る**取組の一層の充実に向け、**取組内容を追記**。
- ・「新しい生活様式」、「グリーンリカバリー」など**新型コロナウイルス感染症に係る状況**を記載。

※環境各分野における取組への意見は、関係部署と共有し今後の取組の参考とする。

川崎市環境基本計画改定案について(概要)

施策体系

環境政策の目標

めざすべき環境像	基本方針	環境要素	環境要素ごとの目標
豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ	①力強くしなやかに持続可能な都市づくりに取り組み ②川崎の潜在力を活かし、グリーンイノベーションの推進を図る ③これまで培った「協働の精神」を次の世代へ引き継ぐ	脱炭素化	地球環境の保全に取り組み、温室効果ガス排出量を最終的に実質ゼロにすること(脱炭素化)の実現をめざす
		自然共生	緑の保全、創出、育成及び活用を図り、水と緑のネットワークを市域全体に広げ、生物多様性を確保するなど、都市と自然が調和した自然共生社会をめざす
		大気や水などの環境保全	大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす
		資源循環	リサイクル(再生利用)はもとより、より環境負荷が少ない2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用))の取組に重点を置き、限りなくごみをつくらない、循環型社会をめざす

基本的施策

基本方針に基づき取り組む3つの柱

- ① 複合的な視点による環境施策の展開、緩和策・適応策の推進、防災・減災対策の推進
- ② 地域資源を活用したグリーンイノベーションにつながる取組の推進と国際社会への貢献
- ③ 環境教育・学習の推進と多様な主体との協働・連携の充実・強化

環境要素ごとに取り組む施策

脱炭素社会の実現に向けて地球環境の保全に取り組む	地域からの地球温暖化対策の推進	環境配慮指針
	再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用	
	気候変動の影響への適応	
都市と自然が調和した自然共生社会の構築に取り組む	緑の保全・創出・育成及び活用	環境配慮指針
	水と緑のネットワークの形成・充実	
	生物多様性の保全	
快適に暮らせる大気や水などの環境づくりに取り組む	良好な大気環境の保全及び共創	環境配慮指針
	良好な水環境の保全及び共創	
	適正な化学物質管理の推進	
環境への負荷が少ない循環型社会の構築に取り組む	2R(リデュース・リユース)の更なる推進	環境配慮指針
	リサイクルの促進や有効利用	
	安全かつ安心な生活環境づくりの推進	

計画の推進

計画の推進方針、推進体制、進捗管理等

川崎市環境基本計画改定案について(概要)

第3章 環境政策の目標

3-1 めざすべき環境像

審議会からの答申、市民・事業者等の意見や社会状況の変化等を踏まえ、次の考え方に基づき、改定計画の「めざすべき環境像」を設定する。

【考え方】

- 気候変動への影響など、地球規模の環境課題が一層深刻化するとともに、人口減少や少子高齢化など社会状況が大きく変化している。
- 本市には、公害問題や緑地等の保全など、様々な環境問題について、全国に先駆けて市民・事業者とともに取組を進めてきた協働・連携の実績と、蓄積された高度な環境技術・経験があり、市民・事業者・行政が一体となって、地球環境の改善に貢献する取組を推進してきた。
- これまでの取組を踏まえ、将来にわたって市民が生活の中で川崎にある環境の豊かさを実感できるまちづくりを推進することが必要である。

めざすべき環境像

豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ

3-2 基本方針

「めざすべき環境像」の実現に向け、改定計画がめざす今後約10年間の取組の方向性を、基本方針として次のとおり設定する。

【基本方針】

- ①力強くしなやかで持続可能な都市づくりに取り組む
- ②川崎の潜在力を活かし、グリーンイノベーションの推進を図る
- ③これまで培った「協働の精神」を次の世代へ引き継ぐ



3-3 環境要素

本計画において、取組を推進する環境の主な4つの分野(「脱炭素化」「自然共生」「大気や水などの環境保全」「資源循環」)について、めざすべき環境像の実現に向け、**条例上の環境要素として位置づけ、それぞれ目標を設定**する。また、本計画が上位計画であることを踏まえ、環境分野の取組状況全体の進捗を俯瞰するとともに、それぞれの目標の達成状況について進捗を把握するため、**主要な個別計画から特に重要な指標等を参考指標として活用し、点検を行う**。

脱炭素化	自然共生	大気や水などの環境保全	資源循環
【目標】 地球環境の保全に取り組み、温室効果ガス排出量を最終的に実質ゼロにすること(脱炭素化)の実現をめざす	【目標】 緑の保全、創出、育成及び活用を図り、水と緑のネットワークを市域全体に広げ、生物多様性を確保するなど、都市と自然が調和した自然共生社会をめざす	【目標】 大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす	【目標】 リサイクル(再生利用)はもとより、より環境負荷が少ない2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用))の取組に重点を置き、限りなくごみをつくらない、循環型社会をめざす
<参考指標> ●温室効果ガス排出量 [めざす方向:令和12(2030)年度までに平成2(1990)年度比30%以上削減、平成25(2013)年度比20%以上削減] ●再生可能エネルギー導入量 [めざす方向:現状(H30:195,000kW)より増加すること]	<参考指標> ●緑地(樹林地・農地)の保全面積 [めざす方向:令和9(2027)年までに樹林地は300ha、農地は343ha] ●公園緑地面積 [めざす方向:令和9(2027)年度までに830ha] ●市街地における緑化地面積 [めざす方向:令和9(2027)年度までに1,082ha]	<参考指標> ●二酸化窒素の対策目標値(環境基準)の下限値(0.04ppm)以下を達成した測定局数 [めざす方向:対策目標値の下限値以下の達成局数の増加] ●河川のBOD及び海域のCODの環境基準値の適合地点数 [めざす方向:河川のBOD及び海域のCODの環境基準値の適合地点数の増加]等	<参考指標> ●市民1人当たりの1日ごみ排出量 [めざす方向:令和7(2025)年度までに市民1人当たりの1日ごみ排出量を898gまで削減] ●ごみ焼却量 [めざす方向:令和7(2025)年度までにごみ焼却量を33万トンまで削減] ●資源化率(家庭系) [めざす方向:現状(H30:26.6%)より増加すること]

川崎市環境基本計画改定案について(概要)

第4章 基本的施策

4-1 基本的施策①(基本方針に基づき取り組む3つの柱)

環境分野間の連携、経済・社会をはじめとする他分野との統合的施策、環境施策全体に係る協働・連携の仕組みなど、横断的な視点からの取組を推進するため、「① 力強くしなやかに持続可能な都市づくりに取り組む」、「② 川崎の潜在力を活かし、グリーンイノベーションの推進を図る」、「③ これまで培った『協働の精神』を次の世代へ引き継ぐ」の3つの基本方針に基づく横断的・総合的な3つの施策を、「基本方針に基づき取り組む3つの柱」と位置づけ、取組を推進する。

環境施策を通じて多様な課題に応える地域づくりに向けた取組の推進	地域資源を活用したグリーンイノベーションにつながる取組の推進と国際社会への貢献	環境教育・学習の推進と多様な主体との協働・連携の充実・強化
<ul style="list-style-type: none"> 複合的な視点による環境施策の展開 緩和策・適応策の推進 防災・減災対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活用したグリーンイノベーションにつながる取組の推進 国際貢献の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育・学習の推進 多様な主体との協働・連携の充実・強化

4-2 基本的施策②(環境要素ごとに取り組む施策)

「環境要素ごとに取り組む施策」を次のとおり設定する。また、環境基本条例に基づき環境配慮指針を設定し、わかりやすく、かつ各主体の環境配慮行動に結び付くよう、主体別に具体的行動例を記載する。

脱炭素社会の実現に向けて地球環境の保全に取り組む	都市と自然が調和した自然共生社会の構築に取り組む	快適に暮らせる大気や水などの環境づくりに取り組む	環境への負荷が少ない循環型社会の構築に取り組む
<ul style="list-style-type: none"> ●地域からの地球温暖化対策の推進 ●再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用 ●気候変動の影響への適応 <p>※より詳細な施策内容は「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」等で示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の保全・創出・育成及び活用 ●水と緑のネットワークの形成・充実 ●生物多様性の保全 <p>※より詳細な施策内容は「川崎市緑の基本計画」等で示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●良好な大気環境の保全及び共創 ●良好な水環境の保全及び共創 ●適正な化学物質管理の推進 <p>※より詳細な施策内容は「(仮)川崎市大気・水環境計画」等で示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●2R(リデュース・リユース)の更なる推進 ●リサイクルの促進や有効利用 ●安全かつ安心な生活環境づくりの推進 <p>※より詳細な施策内容は「川崎市一般廃棄物処理基本計画」等で示す。</p>

第5章 計画の推進

(1) 推進体制

市民・事業者など多様な主体との協働・連携の体制の充実を図るとともに、**組織横断的な市の推進体制を整備**し、環境施策及び環境行政を総合的かつ計画的に推進

(2) 進行管理

施策等の進捗や参考指標の達成状況等を踏まえながら、**年度ごとに進行管理・点検**を行うとともに、進捗をとりまとめた**年次報告書を作成・公表**

(3) 見直し

本計画の年次報告書の作成を通じた進捗の把握・点検結果や、審議会からの提言、市民・事業者からの意見等を踏まえ、庁内関係部局と調整の上、**基本方針に基づき取り組む3つの柱や環境要素ごとの施策・事業等について、検討・見直し**

川崎市環境基本計画 改定案

令和2（2020）年10月

川 崎 市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画改定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の役割	3
(1) 環境基本計画の役割	3
(2) 個別計画の役割	3
4 主体別の責務	4
5 計画の期間	4
6 計画の対象地域	4
第2章 環境の現況と社会状況の変化	5
1 川崎市の環境の現況（前計画の取組成果）及び課題	5
(1) 地球温暖化及び気候変動	5
(2) 自然環境	7
(3) 大気や水などの地域環境	10
(4) 廃棄物の発生等	13
(5) 協働・連携	15
(6) 前計画の進捗状況	17
2 環境問題に関わる様々な現状	18
(1) 人口減少・超高齢社会の到来	18
(2) 東日本大震災等を契機とした国の災害・エネルギー対策	19
(3) 気候変動対策の動向	19
(4) プラスチックごみ問題への対応	20
(5) 情報通信技術（ICT）の急速な進展	20
(6) 持続可能な開発目標（SDGs）	20
(7) 国の第五次環境基本計画	21
(8) 新型コロナウイルス感染症	21
3 市民・事業者からの意見聴取	22
(1) 市民・事業者からの意見聴取状況	22
(2) ワークショップ等における意見の反映	22
(3) アンケート調査	24
第3章 環境政策の目標	25
1 本計画における環境政策の目標の構成	25
2 めざすべき環境像	25
3 基本方針	27
(1) 力強くしなやかで持続可能な都市づくりに取り組む	27
(2) 川崎の潜在力を活かし、グリーンイノベーションの推進を図る	28
(3) これまで培った「協働の精神」を次の世代へ引き継ぐ	29
4 環境要素及び目標等	30
(1) 脱炭素化	30
(2) 自然共生	30
(3) 大気や水などの環境保全	31
(4) 資源循環	31
5 環境政策の目標 イメージ図	32
6 SDGs の考え方の活用	33

第4章 基本的施策	34
1 基本的施策の体系	34
2 基本方針に基づき取り組む3つの柱	36
(1)「環境施策を通じて多様な課題に応える地域づくりに向けた取組の推進」	36
(2)「地域資源を活用したグリーンイノベーションにつながる取組の推進と国際社会への貢献」	38
(3)「環境教育・学習の推進と多様な主体との協働・連携の充実・強化」	39
3 環境要素ごとに取り組む施策	41
(1)「脱炭素社会の実現に向けて地球環境の保全に取り組む」	41
(2)「都市と自然が調和した自然共生社会の構築に取り組む」	45
(3)「快適に暮らせる大気や水などの環境づくりに取り組む」	48
(4)「環境への負荷が少ない循環型社会の構築に取り組む」	51
第5章 計画の推進	54
1 計画の推進に向けた基本的な考え方	54
2 計画の推進体制	54
(1)組織横断的な市の推進体制	54
(2)多様な主体との協働・連携の体制	54
(3)計画の外部評価体制	54
3 計画の進行管理	55
(1)計画の進捗状況の把握・点検	55
(2)年次報告書の作成を通じた進捗の把握・点検結果等を受けての見直し	55
4 計画の推進を促す仕組み	55
(1)関連計画等との連携	55
(2)環境影響評価制度等の推進	55
(3)環境情報の収集及び効果的な発信	56
(4)環境科学に関する調査研究の充実	56
(5)経済的手法の調査・研究	56
付属資料	
資料1 川崎市環境審議会開催経過	58
資料2 川崎市環境審議会委員名簿	59
資料3 市民・事業者意識調査結果概要	62
資料4 用語索引	66

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景及び趣旨

本市は、公害対策や緑地等の保全、生活環境の向上など、環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築するため、平成6（1994）年2月、川崎市環境基本条例（平成3（1991）年制定。以下「基本条例」という。）に基づく環境行政の基本指針として、「川崎市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を全国に先駆けて策定し、平成23（2011）年3月には本計画を全面改定（以下「前計画」という。）するなど、取組を推進してきました。その結果、本市の環境は一定の改善が図られるなど、取組の成果が挙がっています。一方で、樹林地・農地の減少やごみの更なる減量化・資源化などの地域での問題や、大気環境など広域で取り組むべき問題、資源・エネルギーといった地球規模の問題など様々な環境問題を抱えており、まだまだ取り組まなければならない課題があります。

特に、地球温暖化に関しては、世界の平均気温が上昇し、非常に強い台風やいわゆるゲリラ豪雨、猛暑日・熱帯夜の増加など、身近なところに様々な気候変動の影響が現れており、世界共通の喫緊の課題となっています。令和元（2019）年10月には、過去最大級の勢力で日本列島に上陸した「令和元年東日本台風」（台風第19号）により、千曲川や阿武隈川をはじめ、71の河川が決壊するなど、甚大な被害が生じ、本市も大きく被災しました。このような経緯から、本市はCO₂排出実質ゼロや使用電力の再生可能エネルギー100%への転換をめざし、令和2（2020）年8月に、2050年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050（案）」（以下「脱炭素戦略」という。）を策定しました。

また、本市は、国や多くの地方自治体がすでに人口減少に転じる中で、利便性の高い生活都市として人口が引き続き増加するなど、発展を続けている一方で、避けることのできない人口減少への転換や、少子高齢化の急速な進行による生産年齢人口の減少、都市インフラの老朽化など、将来を見据えて乗り越えなければならない課題があります。

基本条例第8条においては、本計画について「市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を踏まえ、環境行政の基本指針となる川崎市環境基本計画を策定する」と規定しています。

環境分野においては、社会状況の変化等に伴い、今後も様々な課題が生じることが想定され、持続可能な社会の実現に向けては、環境分野の個別計画（以下「個別計画」という。）に基づく取組を推進するとともに、環境・社会・経済の統合的取組を見据えながら、環境分野全般に対する施策の方向性を示す行政計画に基づき、取組を継続して推進していく必要があります。

そのような状況及び前計画が令和2（2020）年度に目標年度を迎えることから、本市は、平成30（2018）年7月に川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）に本計画の改定の基本的な考え方について、諮問を行いました。

これを受け、審議会においては社会状況の変化や前計画の進捗状況、市民・事業者の意識等を踏まえながら、幅広い見地から審議を重ね、令和2（2020）年2月、審議会から答申をいただきました。

その答申を踏まえるとともに、社会状況の変化等に的確に対応し、持続可能なまちづくりを一層推進するため、本計画を改定します。

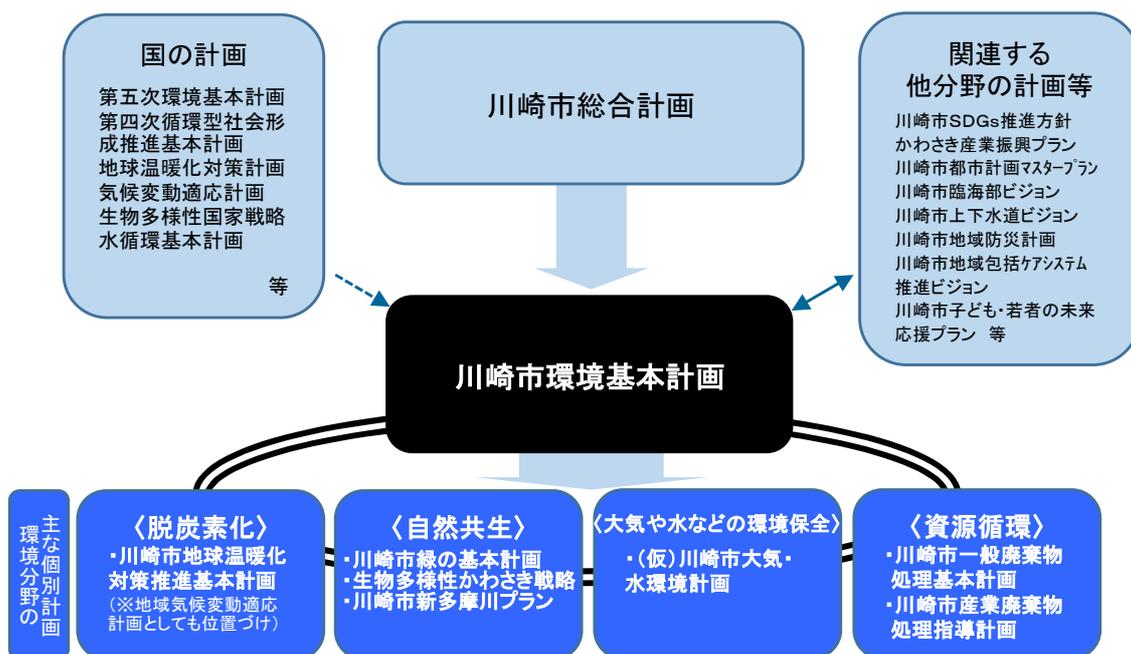
【答申の要旨】

基本条例第9条の規定に基づき、本計画の改定には審議会の意見を聴くことが定められています。審議会からの答申の要旨は、次のとおりです。

- ①前計画に基づく取組の推進により、環境改善が図られてきたが、地域環境の問題への対応が引き続き必要な状況であるとともに、喫緊の課題である地球温暖化に伴う気候変動など、地球規模の環境問題への対応が必要である。川崎市は、これまで様々な環境問題について、全国に先駆けて市民・事業者・行政が一体となって取組を進め、環境意識の高い市民・事業者が多くいること、産業振興・イノベーションを推進する基盤があるとともに、多くの環境技術・産業が集積しており、優れた潜在力があることなど、このような川崎市の強みと特徴を活かし、環境先進都市として一層の高みをめざす必要がある。
- ②これまで、個別計画と整合を図りながら、取組を推進してきた一方で、個別計画が充実してきていることを踏まえ、本計画と個別計画の役割を明確化し、市民・事業者と目標や施策を共有する上で、わかりやすく骨太に表現したコンパクトな計画を策定すべきである。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本条例に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を踏まえ、環境行政の基本指針となるものであり、個別計画の上位に位置づけられ、個別計画の施策の方向性を与え、推進を支援するものです。また、本計画は、防災対策や産業振興、健康維持等の多様な地域課題の解決にも貢献することを見据えつつ、本市の総合計画で定めるめざす都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を環境面から実現していく役割を担っていきます。



【図1 川崎市環境基本計画の位置づけ】

3 計画の役割

本計画の策定以降、環境問題は複雑化・多様化しており、個別計画の取組を強化・充実させてきました。一方で、環境施策をより効果的に推進するためには、個別計画との関係を整理する必要が生じています。また、社会状況の変化等を踏まえ、国連や国が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて求められる環境・経済・社会の統合的取組など、多岐にわたる分野への対応が求められています。このような状況を踏まえ、次のように本計画と個別計画との役割分担を整理、明確化しました。

(1) 環境基本計画の役割

環境施策は長期的な視点での展開が必要であることを踏まえ、長期的な目標や施策の大綱などを示すものとします。

また、各分野の主な施策を示すとともに、環境分野間の連携、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を活用した経済・社会をはじめとする他分野との統合的施策、環境施策全体に係る協働・連携の仕組みなど、横断的な視点を示していくものとします。

さらに、市民や事業者と目標や施策を共有する上で、環境施策の全体像を概括的にわかりやすく、かつ、骨太に表現した計画とします。

(2) 個別計画の役割

個別計画は、各分野の理念や目標を設定するものとします。また、施策体系を整理し、環境分野におけるより具体的な施策や協働・連携、環境教育・学習を含めた個別分野の取組を網羅的に提示していくものとします。

環境基本計画の役割

- ・長期的な目標や施策の大綱などを提示
- ・各分野の主な施策を提示するとともに、環境分野間の連携、経済・社会をはじめとする他分野との統合的施策などの横断的な視点を提示
- ・環境施策の全体像を概括的にわかりやすく、かつ、骨太に表現した計画

役割分担の明確化

個別計画の役割

- ・主要な環境分野（地球温暖化対策、緑、大気・水環境、廃棄物など）の個別計画による取組の推進
- ・各分野の理念や目標、施策体系、より具体的な施策などを網羅的に提示

【図2】川崎市環境基本計画と個別計画の役割

4 主体別の責務

本計画は、市が取り組むべき環境施策等を示すものですが、計画の効果的な推進に当たっては、市民や事業者にも一定の責務が求められることから、基本条例では、次の事項が定められています。

【表1 主体別の責務】

市民の責務	事業者の責務	川崎市の責務
市民は、良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、自らの生活行動が環境を損なうことのないよう努めるとともに、市の環境施策の推進に積極的に参画し協力しなければならない。	事業者は、自らの活動が環境に影響を与えている立場を自覚し、環境汚染の防止並びに良好な環境の保全及び創造に努め、市の規制及び指導を遵守するとともに、市の環境施策に積極的に協力しなければならない。	市は、市の施策を実施するに当たっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して、良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。

また、各主体の自主的な取組や計画推進につながるよう、主体別の環境配慮事項を示した「環境配慮指針」を、基本条例に基づき、本計画の基本的施策の中で定めます。

5 計画の期間

本市の環境の長期的なビジョンを見据えつつ、本市の人口が、令和12(2030)年にピークに達することや、環境施策の検証には一定の期間を要すること等を踏まえ、本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

なお、目標の達成状況や、環境問題・環境行政を取り巻く国内外の情勢、社会経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

6 計画の対象地域

本計画の対象地域は、川崎市全域としますが、社会状況等の変化を踏まえ、気候変動等、市域を超えた地球規模の環境課題の解決にも貢献することを見据えた取組を推進します。

第2章 環境の現況と社会状況の変化

1 川崎市の環境の現況（前計画の取組成果）及び課題

前計画に基づき、地球温暖化対策や緑の保全など、様々な取組を推進してきた結果、本市の環境は、次のような状況となっています。

(1) 地球温暖化及び気候変動

ア 現状

平成 28 (2016) 年度の市内の温室効果ガス総排出量 (暫定値) は、2,263 万トン-CO₂、平成 29 (2017) 年度 (暫定値) は 2,277 万トン-CO₂ です。基準年度の総排出量 2,799 万トン-CO₂ と比べ、平成 28 (2016) 年度は 19.1%の減少、平成 29 (2017) 年度は 18.6%の減少となっています。

【表 2 市内の温室効果ガス排出量】

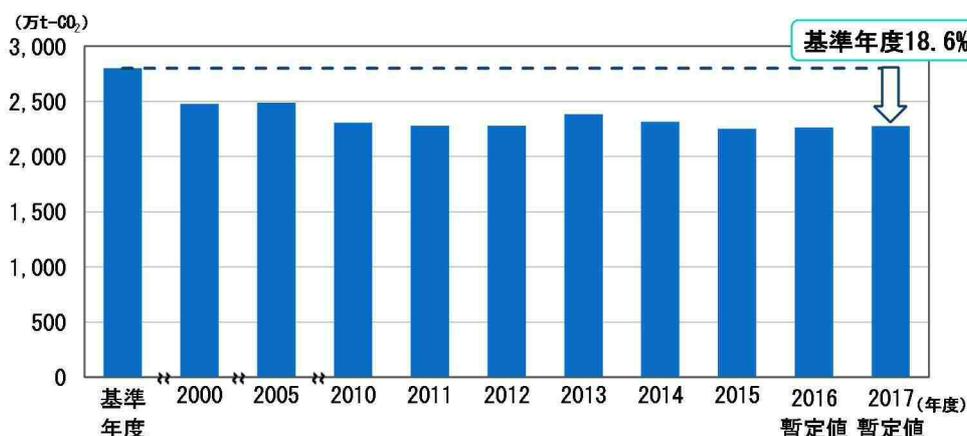
(単位：万トン-CO₂)

温室効果ガス	基準年度	2015 年度	2016 年度 (暫定値)	2017 年度 (暫定値)	基準年度と 2017 年度との比較
総排出量	2,799	2,253	2,263	2,277	△18.6%
削減率 (基準年度比)	—	△19.5%	△19.1%	△18.6%	
内訳	二酸化炭素	2,547	2,202	2,212	△12.6%
	メタン	1.5	2.8	3.0	95.7%
	一酸化二窒素	7.5	9.7	9.3	28.9%
	HFCs	30.8	30.7	33.3	6.8%
	PFCs	20.7	3.2	2.3	△87.4%
	六ふっ化硫黄	191.2	5.1	2.8	△99.3%
	三ふっ化窒素	0	0	0	—

※国の算定マニュアルの改定、統計書の修正等に伴い再算定した値であり、これまでの公表値と異なる。

※基準年度は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素は 1990 年度、HFC_s、PFC_s、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素は 1995 年度

出典：川崎市資料



※基準年度の排出量は、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素が1990年度、それ以外が1995年度

※国の算定マニュアルの改定、統計書の修正等に伴い再算定した値であり、これまでの公表値と異なる。

【図 3 川崎市の温室効果ガス排出量の推移】

出典：川崎市資料

平成 29 (2017) 年度の二酸化炭素排出量を部門別で見ると、平成 2 (1990) 年度に比べ、民生部門、廃棄物部門で排出量が増加しています。エネルギー転換部門、産業部門、運輸部門、工業プロセス部門は、平成 2 (1990) 年度に比べ排出量が減少しています。民生部門 (家庭系) の排出量については、基準年比では大幅な増加となっていますが、世帯当たり排出量で見ると微増にとどまっています。

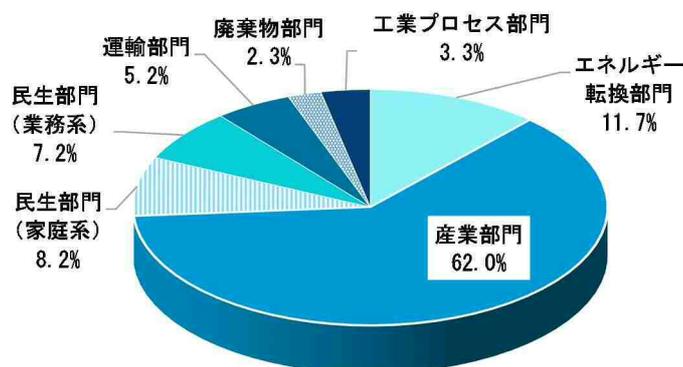
【表 3 市内の部門別二酸化炭素排出量の推移】

(単位：万トン-CO₂)

	1990 年度 (基準年度)	2000 年度	2015 年度	2016 年度 (暫定値)	2017 年度 (暫定値)	基準年度 との比較
エネルギー転換部門	349	354	254	249	262	△25.1%
産業部門	1,730	1,466	1,361	1,394	1,382	△20.1%
民生部門(家庭系)	111	140	192	175	182	64.2%
世帯当たり(トン-CO ₂)	2.4	2.6	2.8	2.5	2.5	4.7%
世帯数(各年 10 月 1 日)	466,084	543,088	691,837	703,945	716,470	53.7%
民生部門(業務系)	94	114	170	173	160	70.0%
運輸部門	125	149	112	105	117	△6.2%
廃棄物部門	45	45	47	46	51	13.7%
工業プロセス部門	93	64	66	70	75	△20.2%
合計	2,547	2,331	2,202	2,212	2,228	△12.6%

※国の算定マニュアルの改定、統計書の修正等に伴い再算定した値であり、これまでの公表値と異なる。

出典：川崎市資料



【図 4 市内の部門別二酸化炭素排出量の構成比 (2017 年度暫定値)】

出典：川崎市資料

市内の太陽光発電設備導入量は、平成 17 (2005) 年度の約 3,000kW から、平成 30 (2018) 年度末には約 84,000kW と約 28 倍に増加しています。

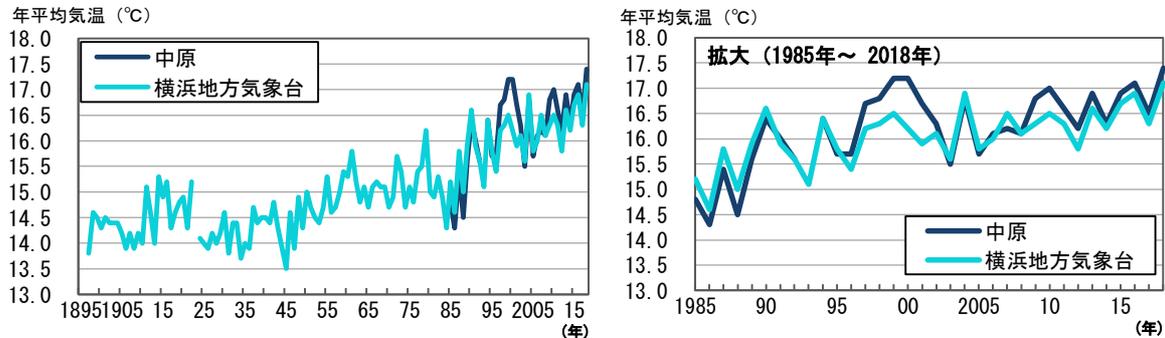
【表 4 市内の太陽光発電設備導入量 (推測値) の推移】

(単位：kW)

	2005 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
太陽光発電設備導入量	約 3,000	約 60,000	約 70,000	約 77,000	約 81,000	約 84,000

出典：川崎市資料

市内の年平均気温は上昇傾向にあります。また、真夏日日数（最高気温が30℃以上の日数）と熱帯夜日数（日最低気温が25℃以上の日数）には増加傾向、冬日日数（最低気温が0℃未満の日数）には減少傾向が見られます。これらの状況から、地球温暖化に加え、ヒートアイランド現象の影響が顕在化しているものと考えられます。



【図5 年平均気温の経年推移】

出典:川崎市資料

※本市では大気の時常監視を行っている一般環境大気測定局9ヶ所で気温の測定を行っているが、本市は南北に細長いいため、市の中央付近で測定している中原局のデータをグラフにした。昭和60(1985)年以前のデータがないため、以前からのデータがある直近の気象台(横浜気象台)のデータを併せて示している。

※中原局は中原区役所屋上で標高約31mの位置、横浜気象台は標高約41mの位置で測定

イ 今後の課題

顕在化してきている気候変動による影響は様々な分野に及んでおり、地球は気候危機に直面しています。地球温暖化は喫緊の課題であり、脱炭素化に向けて温室効果ガス排出量の更なる削減が求められている状況です。本市においても増加傾向にある民生部門や本市の二酸化炭素排出量の7割以上を占める産業系などについて、削減に向けた更なる取組が必要な状況となっています。また、これらに密接に関連する再生可能エネルギーの導入やエネルギーの最適利用に向けた取組や気候変動の影響に対応するための適応策についても、取組の強化が求められています。

(2) 自然環境

ア 現状

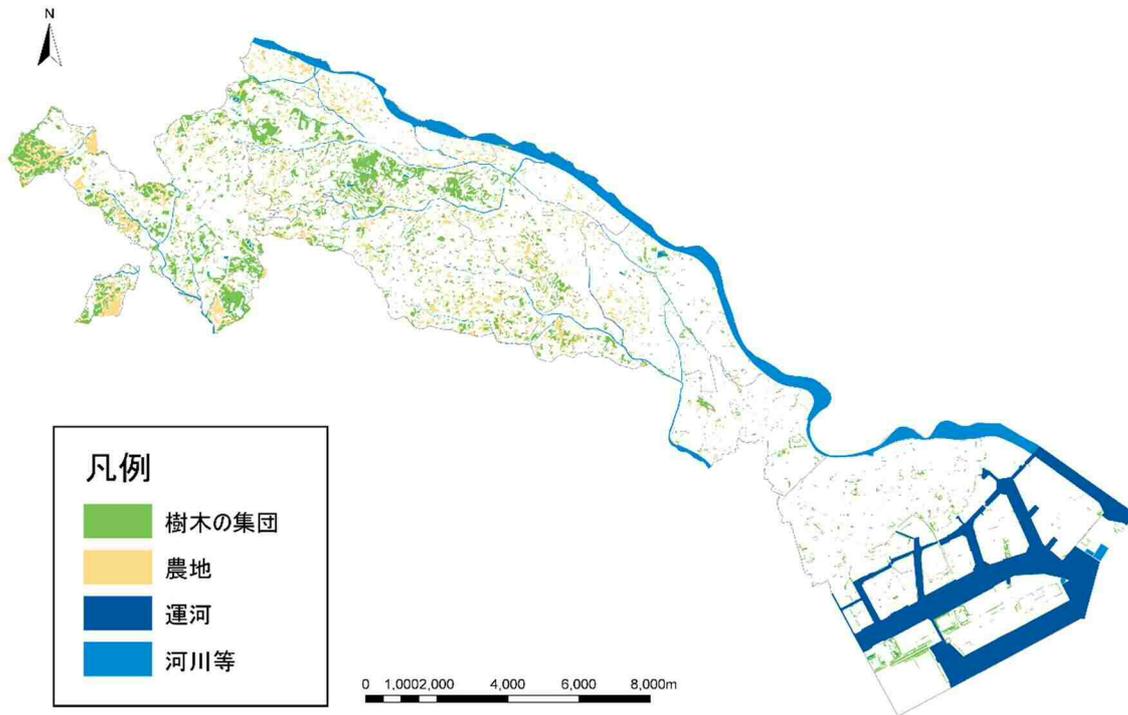
「川崎市緑の基本計画」では、樹木の集団(300㎡以上のまとまりのある樹林地)、農地、河川等、運河の4つを「自然的環境資源」として、航空写真等により把握し、その調査結果を「自然的環境の分布(緑の現況)」として示しています。平成18(2006)年から平成28(2016)年の推移を比較したとき、一部では、再開発等による民有地の緑化地の増加等により樹木の集団の面積が増加している箇所も見られました。しかし、宅地や空き地等への土地利用の転換により、全体で樹木の集団が約70ha、農地が約116ha減少しています。

【表 5 自然的環境の経年変化量】

自然的 環境資源	平成 18 (2006) 年		平成 23 (2011) 年		平成 28 (2016) 年		増減(ha)
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
樹木の集団	約 1,072	7.4	約 1,032	7.2	約 1,002	6.9	▲70
農地	約 696	5.0	約 629	4.4	約 580	4.0	▲116
河川等	約 755	5.2	約 755	5.2	約 755	5.2	±0
運河	約 1,222	8.5	約 1,222	8.5	約 1,222	8.5	±0

※市域面積：14,435ha、樹木の集団の面積は、300㎡以上のまとまりのある樹林地を空中写真で判読したもの、農地面積は固定資産税概要調書による。

出典：川崎市資料



【図 6 自然的環境の分布（平成 28（2016）年）】

出典：川崎市資料

市内の樹林地については、減少傾向にあるものの、法律、条例等の施策により取組を推進した結果、平成 30（2018）年度末で保全されている緑地面積は約 243ha となっています。

市内で保全されている農地面積については、減少傾向にあり、平成 30（2018）年度で約 364ha となっていますが、生産緑地地区の面積要件の緩和による指定の推進など農地保全に向けた取組を進めています。

平成 30（2018）年度末現在の公園緑地（都市公園及び市営公園）は、臨海公園と合わせると 785ha となっています。

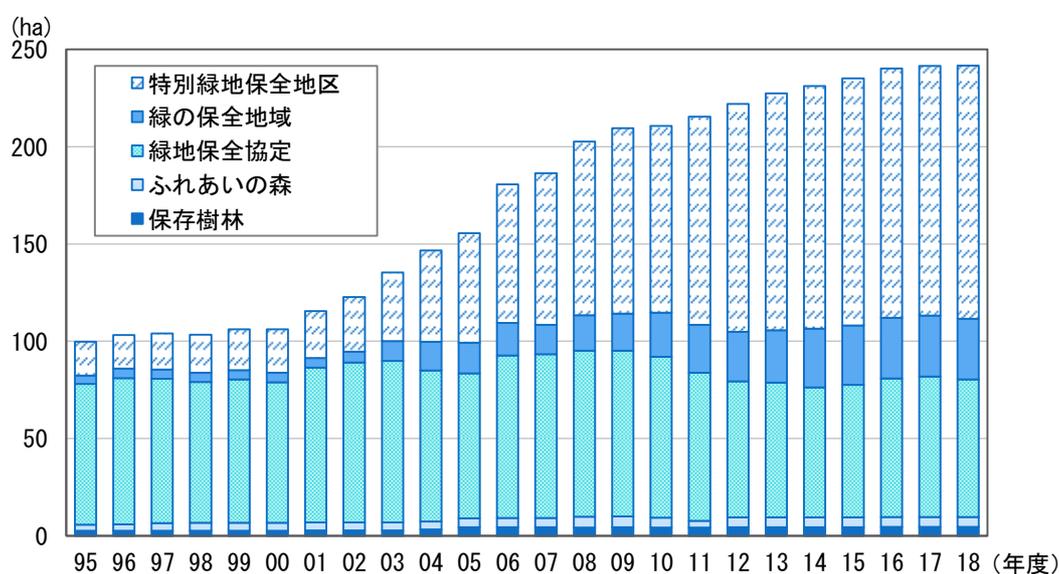
「地域の課題は地域で」の考え方を基本とし、公園緑地の維持管理を行う公園緑地愛護会は平成 30（2018）年度末時点で 329 団体、公園緑地の維持管理に加え利用調整

も行う管理運営協議会は平成 30（2018）年度末時点で 562 団体となっており、約 70% 以上の公園で市民が管理に参加している状況となっています。

【表 6 施策による緑地の保全面積等の経年変化】

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	(年度)
施策による緑地の保全面積 (ha) ※特別緑地保全地区、緑の保全地域等、法・条例等により保全されている緑地面積	211	212	218	223	229	232	236	241	242	243	
農地面積 (ha) ※農業振興地域農用地区域内農地、生産緑地地区内農地、市民農園等の総面積	406	402	399	397	388	384	381	368	365	364	
都市公園等総面積 (ha) ※都市公園のほか市営公園を含む	716	741	753	756	766	768	776	776	782	785	
公園管理運営協議会団体数 (公園緑地愛護会団体数)	435 (381)	474 (359)	502 (359)	508 (343)	523 (341)	525 (339)	537 (337)	541 (340)	549 (326)	562 (329)	

出典:川崎市資料



【図 7 施策による緑地の保全面積の推移】

出典:川崎市資料

市内河川では、治水対策により護岸や河床等の改修・整備が進み、自然護岸はほとんど残されていません。このため、本市では、親水護岸の整備、川沿いの緑化、水深や流速に配慮した河川敷の整備など、多様な生物が生息できる河川構造の導入等を図っています。

生物多様性の保全に向けては、生息生育空間の保全・回復・創出に努めるとともに、市域に生息する生き物の情報発信など、自然に関する情報・整理・活用に向けた取組を推進してきました。

イ 今後の課題

緑地は、水循環や生物多様性の観点からも大変重要であり、緑による効用は様々な分野に広がります。これまで、緑の保全・創出・育成に向け、市民や民間企業など多様なステークホルダーと連携し、着実に取組を推進してきましたが、樹林地や農地の減少傾向などを踏まえ、緑の保全・創出・育成に向けた取組が引き続き求められています。また、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・生活環境の向上や防災・減災等多様な効果を得ようとする「グリーンインフラ」の考え方を活用するなど、緑が持つ多様な効用を一層高めていくことが必要です。さらに、生物多様性の確保など、生物の生息を支える基盤となる水と緑のネットワークの形成・充実に向けた取組も併せて推進していく必要があります。

(3) 大気や水などの地域環境

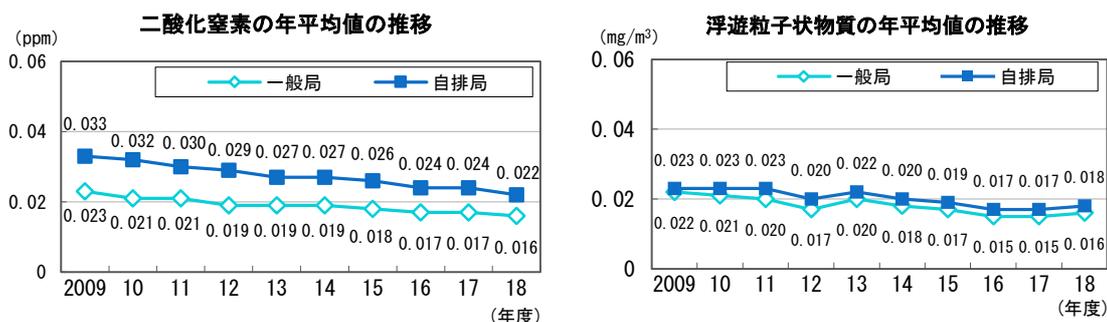
ア 現状

【大気】

平成 30 (2018) 年度における二酸化窒素の対策目標値 (環境基準) の達成状況は、一般環境大気測定局 (以下「一般局」という。) 9 局、自動車排出ガス測定局 (以下「自排局」という。) 9 局それぞれ全局において、4 年連続で達成しました。

平成 30 (2018) 年度における浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準の達成状況は、長期的評価 (1 年間を通じて得られた 1 日平均値による評価) では、一般局 9 局、自排局 9 局の全局で達成しました。また、短期的評価 (1 日平均値及び 1 時間値による評価) についても、一般局 9 局、自排局 8 局で環境基準を達成しました。

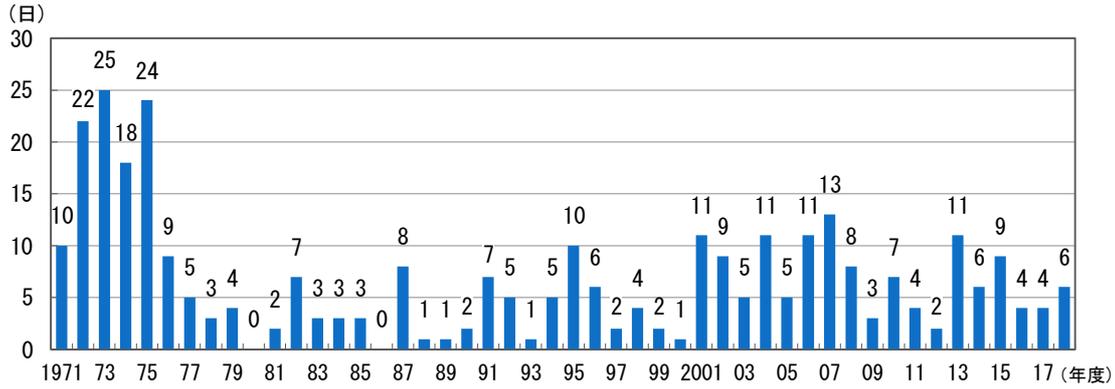
二酸化窒素及び浮遊粒子状物質環境濃度の年平均値は、ここ 10 年の推移を見るとおおむね減少傾向で推移しています。



【図 8 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値の推移】

出典: 川崎市資料

光化学オキシダントは、一般局 9 局で測定していますが、環境基準は、これまで全局で非達成です。光化学スモッグ注意報の発令日数は、平成 23 (2011) 年度以降、2～11 件の間を推移しています。



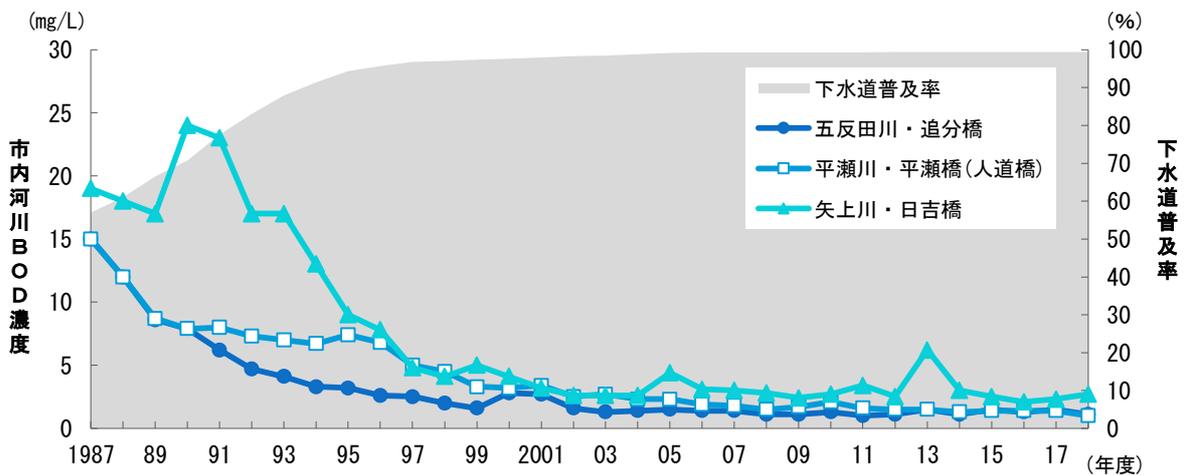
【図9 光化学スモッグ注意報の発令日数の推移】

出典:川崎市資料

微小粒子状物質 (PM2.5) については、平成 30 (2018) 年度には一般局 8 局 (大師、田島、川崎、幸、中原、高津、宮前、麻生)、自排局 7 局 (池上、日進町、市役所前、二子、宮前平駅前、本村橋、柿生) の合計 15 局で測定を行い、測定した全局で 3 年連続環境基準を達成しました。

【水質】

市内河川の水質は、工場等への規制強化及び下水道整備の進展等により改善傾向にあり、平成 30 (2018) 年度における河川の状態について、健康項目は、全ての地点で環境基準を達成しています。また、生活環境項目については、多摩川水系 3 河川全てで生物化学的酸素要求量 (BOD) の環境基準を達成しています。



【図10 市内河川 BOD 濃度と下水道普及率の推移】

出典:川崎市資料

平成 30 (2018) 年度における海域の状態については、健康項目は、9 地点で 25 項目を測定した結果、全ての地点で環境基準を達成しています。生活環境項目は、川崎地先の東京湾において B 類型水域 3 地点、C 類型水域 9 地点の計 12 地点で 10 項目を測

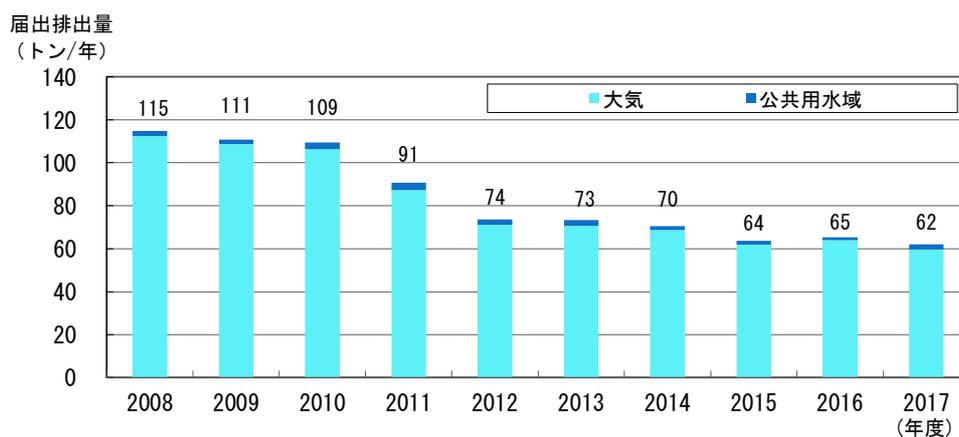
定しました。このうち代表的な有機汚濁指標である化学的酸素要求量（COD）を年間平均値で見ると、沖合部の3地点で3.0～3.1 mg/L、運河部の9地点で3.0～3.9 mg/Lと、ほぼ横ばいで推移しています。CODの環境基準については、沖合部の全ての地点で不適合、運河部の全ての地点で適合しています。

【化学物質】

平成30（2018）年度（平成29（2017）年度実績）に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の化学物質排出移動量届出制度（PRTR制度）に基づく届出のあった市内事業所及びPRTR制度対象化学物質について、本市が集計を行った結果、届出事業所数は187でした。また、同法の対象である462物質のうち、これら事業所から届出された物質数は160でした。平成29（2017）年度の環境への総排出量について見ると、市内は1,118トンで、全国（152,180トン）の0.73%に相当します。

また、PRTR制度対象化学物質のうち、発がん性が認められる等、有害性の高い15物質が特定第一種指定化学物質として指定されています。

平成29（2017）年度の特定第一種指定化学物質の排出量は62,084kgであり、平成20（2008）年度の排出114,812kgに比べて45.9%減少しています。



【図 11 特定第一種指定化学物質の環境への総排出量の経年推移】

出典：川崎市資料

イ 今後の課題

これまで、法や条例等に基づく取組により、大気や水などの環境は大きく改善されてきています。一方で、市民アンケートによると、市民の環境改善に対する実感が高まっていないという状況が示されています。また、市北部と南部での二酸化窒素の濃度の差異など地域ごとに特性が異なることや、光化学スモッグ、東京湾の水質など、本市だけでは解決できない広域的な課題も残されており、環境改善に向け、新たな視点による取組が必要な状況になっています。

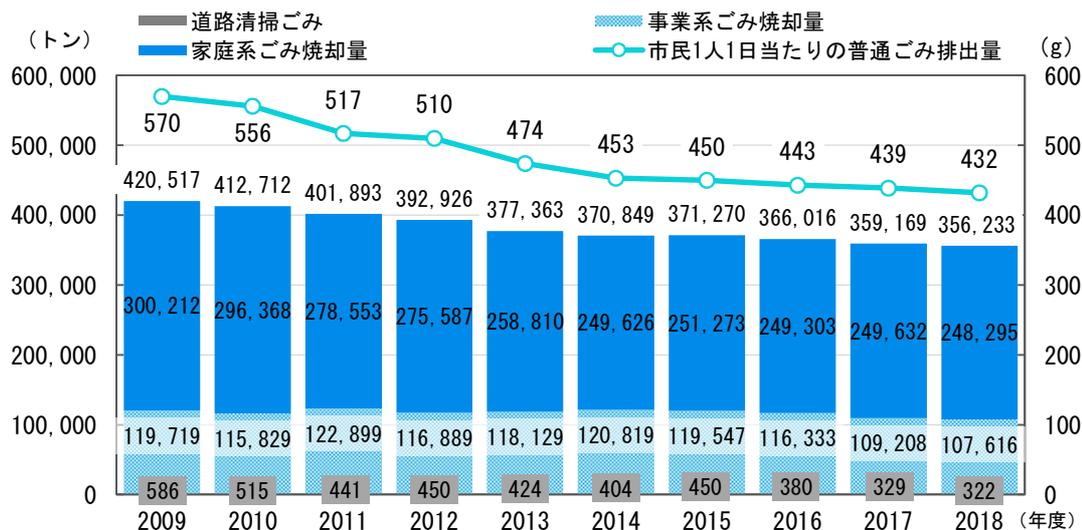
特に、光化学スモッグについては、原因物質である光化学オキシダントが複雑な化学反応により発生することから生成メカニズムが十分解明されておらず、また、全国的にみても環境基準が非達成であり、解決の難しい課題となっています。

(4) 廃棄物の発生等

ア 現状

【一般廃棄物】

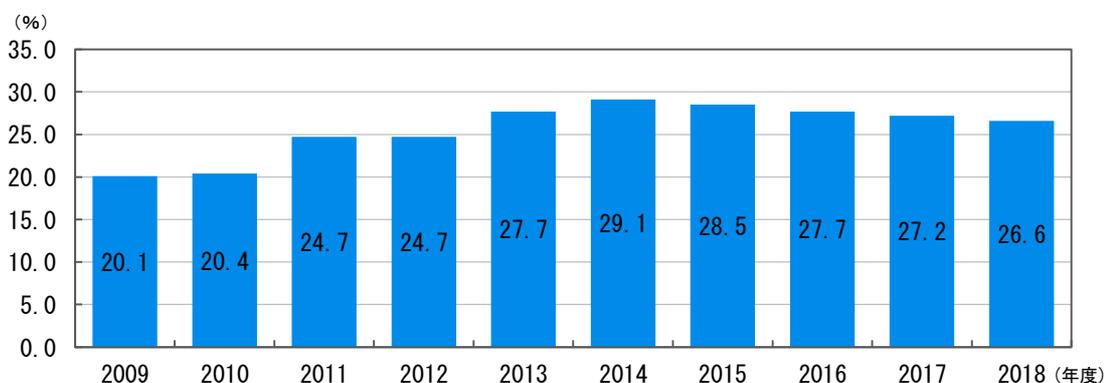
市内の一般廃棄物の焼却量は、ごみ非常事態宣言を行った平成 2 (1990) 年度をピークに減少し、平成 30 (2018) 年度の市内のごみ焼却量は、356,233 トンとなっています。平成 30 (2018) 年度の市民 1 人 1 日当たりの普通ごみ排出量は 432 g で着実に減少するとともに、人口が増加している中でも、ごみ焼却量は減少傾向となっています。



【図 12 ごみ焼却量と市民 1 人 1 日当たりの普通ごみ排出量の推移】

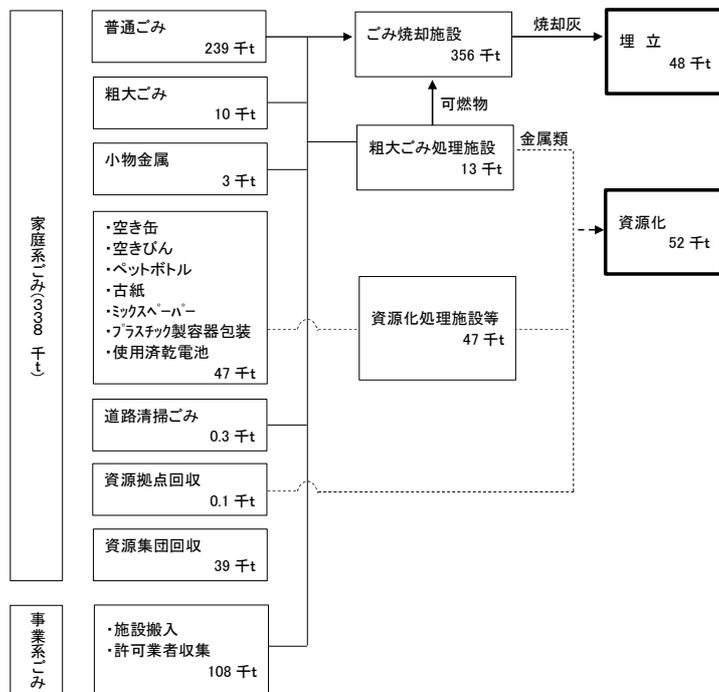
出典: 川崎市資料

平成 30 (2018) 年度の家庭系ごみの総排出量は 338,437 トンです。これらのうち家庭系資源化量は 90,142 トン、資源化率は 26.6% となり、ここ近年減少傾向にあります。これは、ペーパーレス化等の影響により、新聞、雑誌等の古紙類やミックスペーパーなどの紙資源物の発生量が減少している影響もあるものと考えられます。また、平成 30 (2018) 年度のミックスペーパーやプラスチック製容器包装の分別率は、それぞれ 33~36% 程度となっています。



【図 13 家庭系の資源化率の推移】

出典: 川崎市資料



【図 14 一般廃棄物排出量及び処理フロー（平成 30（2018）年度実績）】

出典: 川崎市資料

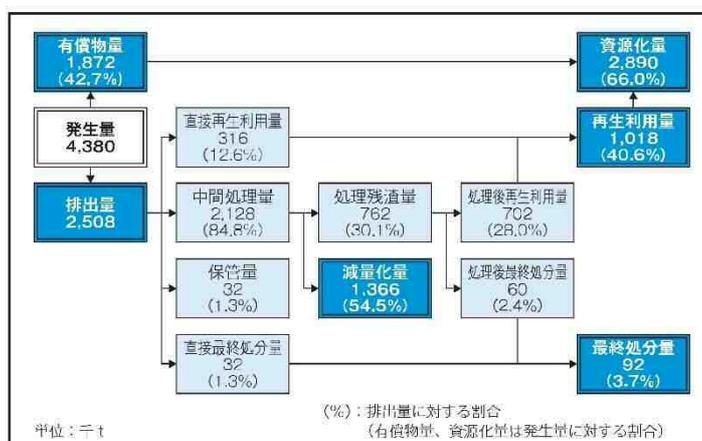
【産業廃棄物】

本市では、産業廃棄物行政の基礎資料とするため、5年ごとに産業廃棄物実態調査を実施し、市内における産業廃棄物の発生、処理、処分状況を把握しています。

平成 26（2014）年度の調査結果による市域から発生した産業廃棄物の排出量（事業場内で生じた不要物量）は 250 万 8 千トンとなっており、平成 21（2009）年度の 286 万 9 千トンと比較すると、約 36 万トン減っています。

産業廃棄物資源化量は、289 万トンとなっており、発生量の 66%が資源として有効活用されています。

産業廃棄物最終処分量は、平成 26（2014）年度の調査結果による最終処分量は 9 万 2 千トンとなっており、平成 21（2009）年度の 14 万 8 千トンと比較すると、約 5 万 6 千トン減っています。



【図 15 産業廃棄物排出量及び処理フロー（平成 26（2014）年度実績）】

出典: 川崎市資料

イ 今後の課題

一般廃棄物については、ごみ量が大きく削減するなど3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））が促進され、また、3処理センター体制への移行など大きな成果をあげています。特に、環境省の一般廃棄物処理実態調査によれば、本市の市民1人1日当たりのごみ排出量は、平成29（2017）、30（2018）年度の2年連続で政令指定都市の中で最も少ないという結果でした。また、産業廃棄物についても、発生抑制、資源化及び適正処理等取組がなされている状況です。今後も、安定的な廃棄物処理体制を構築しながら、家庭系ごみや事業系ごみの更なる減量化・資源化を促進する必要があります。さらには、超高齢社会への対応や災害廃棄物対策、温室効果ガス排出量削減など地球温暖化対策への取組強化なども求められています。

(5) 協働・連携

ア 現状

本市では、平成16（2004）年に制定した「川崎市自治基本条例」や、社会状況の変化等を踏まえ平成28（2016）年3月に策定した「川崎市協働・連携の基本方針」に基づき、暮らしやすい地域社会の実現に向け、多様な主体が互いに尊重し、対等な関係に立ちながら、地域課題の解決等協力して取組を推進しています。

また、本市は、公害問題や緑地等の保全など、様々な環境問題について、全国に先駆けて市民・事業者とともに一体となって取組を進めてきた実績があり、環境意識の高い市民や事業者が多くいます。

その結果、本市には高度な環境技術・経験が蓄積されており、現在は、環境先進都市として、多様な主体との協働・連携のもと、様々な取組を推進しています。

環境関連分野における近年の協働・連携の主な取組事例は、次のとおりです。

【表7 環境関連分野における近年の協働・連携の主な取組事例】

分野	取組内容
地球環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体で構成される川崎温暖化対策推進会議(CC 川崎エコ会議)のネットワークを活用した普及啓発活動 ●川崎市地球温暖化防止活動推進センターや川崎市地球温暖化防止活動推進員との普及啓発活動及び小・中学校への出前授業等環境教育・学習の推進 ●区における自然エネルギーに関わる学習イベントや講演会、施設見学会等の実施 ●市民との緑のカーテンの普及活動等ヒートアイランド対策の推進 ●産官学民による案件形成を通じた環境産業の活性化や国際貢献の推進 ●産官学で構成される川崎臨海部水素ネットワーク協議会等での水素インフラの構築や水素需要の創出に向けた検討 ●臨海部の産業集積を活かした先進的研究開発や実証事業等の実施

分野	取組内容
緑の保全・ 創出・育成	<ul style="list-style-type: none"> ●公園緑地の魅力や利用者サービスの向上等に向けたパークマネジメントの視点に立った市民、NPO 法人、事業者等との連携 ・多様な担い手との連携による大規模公園緑地等の管理運営 ・管理運営協議会、公園緑地愛護会等、地域住民による身近な公園緑地の管理運営 ・公園緑地等を活用した保全活動団体等による環境学習の実施 ●地域住民や保全活動団体等が参画する公園緑地の整備計画や公園管理運営計画、保全管理計画等の作成 ●事業者や教育機関等の参加協力による里山保全活動の実施 ●農業事業者等との連携による農を通じた里山保全活動の実施 ●大学との連携による緑地管理手法の構築 ●市民・事業者との連携によるかわさき臨海のもりづくりの推進 ●市民・事業者・行政による広域的な緑と水景の保全・再生・創出・活用等の取組などを行う多摩三浦丘陵広域連携事業の実施 ●NPO 法人との連携による多摩川の魅力の情報発信や環境学習の実施 ●まちづくり団体や大学、事業者等多様なステークホルダーによる多摩川などにおける水辺の賑わい創出に向けたイベントの実施 ●NPO 法人との連携による福祉交流農園の運営
大気や水 などの 地域環境	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者や市民等で構成される協議会等を通じた交通環境対策の推進 ●川崎市の道路沿道における大気環境の改善を目的とした大学との共同研究 ●他自治体等と連携した大気環境の改善を目的とした普及啓発活動の実施 ●市民活動団体との水環境体験教室等の開催 ●市民活動団体、事業者、大学・研究機関、国の関係機関、自治体などによる東京湾及び流域における水質、生物の一斉調査や環境啓発活動等の実施 ●大規模災害時における有害化学物質等の調査に係る関係業界団体との連携・協力 ●地域における化学物質のリスク評価に係る独立行政法人との連携・協力
廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物減量指導員との地域におけるごみの減量化・資源化の普及啓発 ●町内会等とのごみ分別排出の向上に向けた 3R 推進デーの実施 ●市民・事業者との資源集団回収の実施 ●生ごみリサイクルリーダーとの生ごみリサイクル講習会等の実施 ●多様な主体がごみ減量について意見交換する「ごみゼロカフェ」の開催 ●市民や市民活動団体等が参加する多摩川美化活動や統一美化清掃など美化運動の推進 ●事業者との「海洋プラスチックごみ問題」の動画を活用した普及啓発 ●外食産業との食品ロスの削減に向けた普及啓発 ●フードバンク団体と連携したフードドライブの実施 ●EV ごみ収集車の導入に向けた事業者との共同実証実験の実施 ●災害廃棄物の処理等に係る事業者や他自治体との連携・協力
環境保全全般	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の環境保全活動全般を促進するための情報交流や協議を行う「環境パートナーシップかわさき」の運営 ●環境技術開発に向けた事業者、大学、研究機関等との共同研究

イ 今後の課題

市民活動団体や事業者など、多様な主体と協働・連携しながら、様々な環境保全に向けた取組を推進してきた結果、地域の環境は大きく改善してきました。一方、少子高齢化等社会状況の変化により、活動団体の高齢化や世代交代の停滞の問題が生じているところもあり、活動への支援を継続することに加え、協働・連携の持続性を確保することが求められています。また、協働・連携の担い手も多様化しており、それぞれの特徴を活かした柔軟な対応による取組が必要となっています。

(6) 前計画の進捗状況

前計画は、「めざすべき環境像」を「環境を守り自然と調和した活気あふれる持続可能な市民都市かわさき」として設定して取組を推進し、その進捗を年次報告書において毎年度、5段階評価（A～E）で評価してきました。直近の令和元（2019）年度版における平成 30（2018）年度の状況では、6つの環境政策のうち、3つの総合的な評価が「B」（目標を達成するなど施策が進捗している）、3つが「C」（おおむね目標は達成している）となっており、前計画に基づく環境施策は、概ね順調に進捗してきたものと考えられます。

なお、前計画の直近5年の総合的な評価は次のとおりです。

【表 8 前計画の進捗状況】

前計画の環境政策	総合的な評価の達成区分				
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす	B	C	C	B	C
環境にやさしい循環型社会が営まれるまちをめざす	B	B	C	C	C
多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちをめざす	B	B	B	B	B
安心して健康に暮らせるまちをめざす	B	B	B	B	B
環境に配慮した産業の活気があふれ国際貢献するまちをめざす	C	B	B	B	B
多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす	C	C	C	C	C

出典：川崎市資料

※総合的な評価の達成区分：

達成状況 A：目標を大きく超えて達成するなど、施策が順調に進捗している。

達成状況 B：目標を達成するなど施策が進捗している。

達成状況 C：おおむね施策は進捗している。

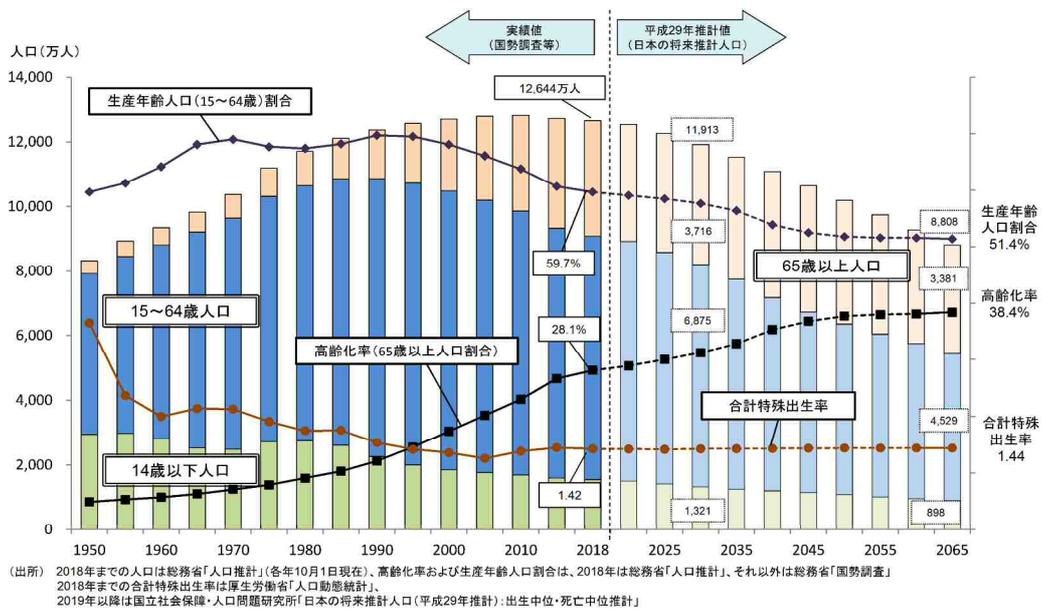
達成状況 D：施策は進捗しているものの、目標達成に向けた取組が必要である。

達成状況 E：目標を下回るなど、目標達成に向けてはより一層の取組が必要である。

2 環境問題に関わる様々な現状

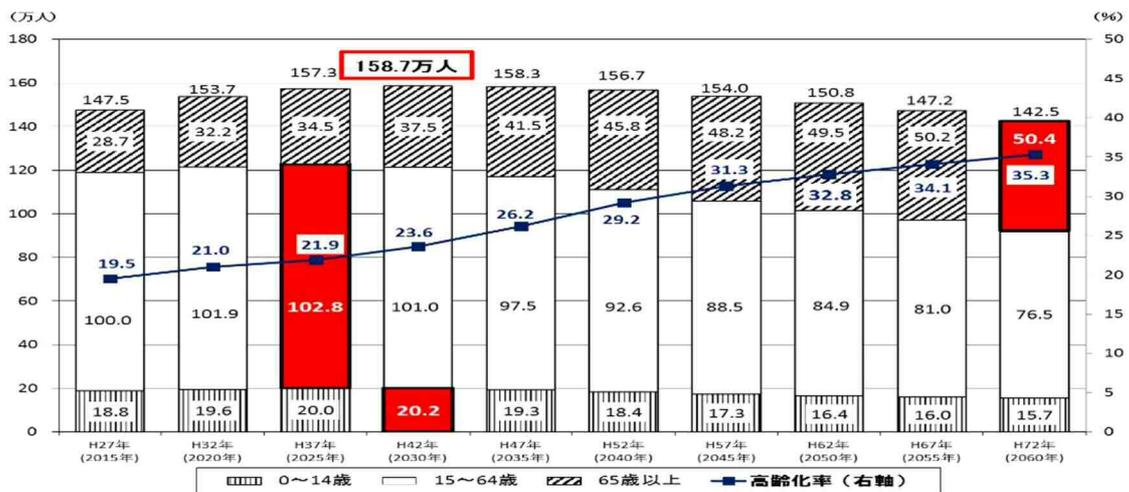
(1) 人口減少・超高齢社会の到来

日本の人口は近年減少局面を迎えており、2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されています。その一方、本市は、人口の増加が続いており、また、他都市と比べ平均年齢は若い状況にあります。しかし、令和2(2020)年には、65歳以上の人口比率が21%を超える超高齢社会の到来が見込まれています。また、令和12(2030)年には、人口が158.7万人でピークを迎えて減少に転じることが見込まれています。



【図 16 日本の人口の年次推移】

出典：厚生労働省 HP



※グラフの■色の箇所は、年齢3区分別のピーク時の人口であることを示している。

【図 17 川崎市将来人口推計 (平成 29 (2017) 年 5 月)】

出典：川崎市資料

(2) 東日本大震災等を契機とした国の災害・エネルギー対策

平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓から、国においては、平成 25 (2013) 年 12 月に国土強靱化基本法を制定するなど、災害に迅速かつ的確に対応するための様々な取組を強化しました。放射性物質に関する法令等も整備され、環境基本法をはじめとした環境関連法令が改正されています。

エネルギーを取り巻く状況については、省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入を強化されるとともに、平成 28 (2016) 年 4 月に電力の小売全面自由化や、令和 2 (2020) 年 4 月に発送電分離が実施されるなど、需給両面で大きく変化しています。

また、長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、経済社会の更なる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献をめざし、「第 5 次エネルギー基本計画」が平成 30 (2018) 年 7 月に閣議決定されました。

エネルギー基本計画については、令和 2 (2020) 年 10 月に総合資源エネルギー調査会基本政策分科会が開催され、エネルギー基本計画の見直しに向けた議論が始まっており、「脱炭素社会」の実現に向けた課題の検証などが行われる予定となっています。

(3) 気候変動対策の動向

近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加など、地球温暖化に伴う気候変動及びその影響が日本各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあるものとされています。

平成 27 (2015) 年に採択されたパリ協定においては、気温上昇を 2℃より十分に低く抑え、さらに 1.5℃以内に向けて努力する目標を掲げ、今世紀後半の温室効果ガス排出と吸収のバランスをめざすこととしています。また、気候変動への適応能力を向上させることなどが規定されました。直近では、パリ協定における運用ルールの策定をめざす国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP25) が、令和元 (2019) 年 12 月にスペインで開催されました。同会議においては、温室効果ガス削減目標の引き上げを各国に促す文書が採択されましたが、パリ協定の下で削減を進めるための詳細ルールについては合意が見送られました。

国では、温室効果ガス排出量を「2013 年度比で 2030 年度に 26%削減する」という中期目標や、環境、経済、社会の統合的な向上に資するような地球温暖化対策を組み込んだ「地球温暖化対策計画」を平成 28 (2016) 年 5 月に閣議決定しました。

また、気候変動への適応に向け、「気候変動適応法」が平成 30 (2018) 年 6 月に制定され、同年 11 月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

さらに、温室ガスの排出を実質ゼロとする「脱炭素社会」を国として初めて掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現することをめざすとした「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が令和元 (2019) 年 6 月に閣議決定されました。

経済面では、ESG 投資など、機関投資家が企業の環境面への配慮を投資の判断材料の一つとして捉える動きが拡大しています。

一方、令和元 (2019) 年 9 月の「令和元年房総半島台風」(台風第 15 号) では、記録的な強風による長期的な停電が発生するなどの被害が、同年 10 月の「令和元年東日本台風」(台風第 19 号) では、71 の河川が決壊し、広範囲に浸水や土砂崩れなどの被害が生

じました。

(4) プラスチックごみ問題への対応

プラスチックごみについては、不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋への流出があると推計されています。このままでは、2050年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。

令和元（2019）年6月には、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が、20カ国・地域首脳会議（G20大阪サミット）において共有されました。

国においては、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を、令和元（2019）年5月に策定しました。同戦略では、2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で25%排出抑制するようめざすことなどが位置づけられています。令和2（2020）年7月からは、「プラスチック資源循環戦略」の取組の一環として、消費者のライフスタイル変革を促すため、レジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）が行われています。

(5) 情報通信技術（ICT）の急速な進展

ICTについては近年急速に技術革新が進んでおり、国においては、サイバー（仮想）空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな社会「Society 5.0」の実現をめざすものとしています。環境分野においても、モノのインターネット（IoT）による様々なデータの収集・蓄積や、人工知能（AI）の活用による現状把握及び将来推計・予測等が可能となってきています。また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）は、コミュニケーションツールとしてだけでなく、災害時においては重要な情報源として利用されるなど、様々な活用に発展しています。環境施策においても、ICTを活用した積極的な施策展開が必要な状況となっています。

(6) 持続可能な開発目標（SDGs）

地球規模で人やモノ、資本が移動するグローバル経済の下では、一国の経済危機が瞬時に他国に連鎖するのと同様、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題もグローバルに連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも波及して深刻な影響を及ぼす時代になってきています。

このような状況を踏まえ、平成27（2015）年9月に国際連合において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下「2030アジェンダ」という。）が採択されました。

2030アジェンダは、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成され、この中に「持続可能な開発目標」（以下「SDGs」

という。)として17のゴール(目標)と169のターゲットが掲げられています。また、政府や民間セクター等のあらゆる主体を動員して取組を推進するとし、地方自治体等も密接に実施に取り組むとされています。

(7) 国の第五次環境基本計画

国においては、国際社会全体の課題に対し国として取り組む必要があるとの認識の下、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、SDGsを総合的かつ効果的に推進するため、平成28(2016)年5月、「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を内閣に設置しました。また、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定し、優先課題として「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」など環境分野の項目を掲げ、具体的な取組を整理しています。

このような状況を踏まえ、グリーンな経済システムの構築、国土のストックとしての価値の向上、地域資源を活用した持続可能な地域づくり等の様々な政策課題の同時達成を実現し、「環境・経済・社会」の統合的向上に資する対策・施策が盛り込まれた「第五次環境基本計画」が平成30(2018)年4月に閣議決定されました。

国の第五次環境基本計画では、SDGsは「複数の課題を統合的に解決することをめざすこと、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットをめざすこと、という特徴を持っている」とし、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要である」としています。

また、「地域に着目し、地域の視点を取り入れ、SDGsの考え方を活用して地域における各種計画の改善に資するようなものにする必要がある」としています。

(8) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症については、令和2(2020)年1月15日に国内初の感染者が確認された後、感染が拡大し、4月7日には「緊急事態宣言」が発出され、5月4日には新型コロナウイルス感染症専門家会議から「新しい生活様式」の実践例が示されるなど、生活や経済へ大きな影響を及ぼしました。

環境分野に関わる影響としては、感染拡大に伴う経済活動の停滞による二酸化炭素排出量の減少など、一時的に環境負荷が低減されることが予測されているほか、社会状況や生活様式の変容によるごみの排出量や、オープンスペースとしての身近な公園緑地の再評価など、様々な変化が生じてきています。

今後の経済回復のあり方については、脱炭素社会への転換に貢献する「グリーンリカバリー」の議論が欧州連合(EU)を中心に始まっており、日本においても考えが広まりつつあります。

3 市民・事業者からの意見聴取

(1) 市民・事業者からの意見聴取状況

本計画のめざすべき方向性や、市民や事業者の環境に係る意識等を把握するため、次のとおり意見聴取を行いました。

【表 9 市民や事業者からの意見聴取状況】

	実施時期	内容等
平成 30 (2018) 年度	平成 30(2018)年 9 月	・市民を対象としたWebアンケート
	平成 30(2018)年 11 月 ～ 平成 31(2019)年 2 月	・市民及び事業者を対象としたワークショップ・グループインタビュー(「2050 年の川崎市の姿」から、川崎市の環境施策のあり方や、各主体が果たすべき役割等をテーマに意見交換) ・「エネルギー・環境子どもワークショップ in 川崎」参加者からの意見聴取
令和元 (2019) 年度	令和元(2019)年 7 月 ～ 令和元(2019)年 11 月	・各区PTA協議会や大学生等を対象とした市民アンケート調査 ・事業者団体に所属する会員企業等を対象とした事業者アンケート調査 ・街頭アンケート調査

(2) ワークショップ等における意見の反映

本市は、平成 30 (2018) 年度に、「2050 年の川崎市の姿」から、川崎市の環境施策のあり方や、各主体が果たすべき役割等をテーマに、ワークショップ等を実施しました。ワークショップ等の中では、市民や事業者、子どもたちから、本計画のめざすべき方向性に係る多数の様々な意見が出されました。それらの意見を踏まえ、めざすべき環境像や施策など、その視点を本計画の考え方に反映しました。

【表 10 ワークショップ等の主な意見内容と施策等に反映した視点】

意見内容	反映した視点
<ul style="list-style-type: none"> ・スマートライフシティの実現 ・自然災害に強いまち ・先端技術でクリーンエネルギー都市型地産地消のまち 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和策・適応策や環境分野に関連する防災対策の推進等の取組に関する意見として、その趣旨を基本方針や基本方針に基づき取り組む3つの柱の考え方に反映
<ul style="list-style-type: none"> ・技術革新で環境悪化を防ぐまち ・環境技術で環境問題に立ち向かうまち ・ごみが全てリサイクルできる技術 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境技術を活用した取組を位置づけることの重要性を示す意見として、基本方針や基本方針に基づき取り組む3つの柱の考え方に反映

意見内容	反映した視点
<ul style="list-style-type: none"> 世界中の人が地球温暖化を防ぐ努力をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 協働・連携の必要性に関する意見として、その趣旨を基本方針や基本方針に基づき取り組む3つの柱の考え方に反映
<ul style="list-style-type: none"> 全てのエネルギーが脱炭素で賄われているまち 川崎市をエコや、環境を守るような町にする！ 川崎のCO₂を最小限にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策に係る環境要素やそれに基づく施策の考え方に、意見の視点・取組姿勢を反映
<ul style="list-style-type: none"> 産業(工業)と自然が調和するまち 人と自然にやさしいまち 川崎市を緑や生き物のあふれたまちにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑の保全や生物多様性に係る環境要素やそれに基づく施策の考え方に、意見の視点・取組姿勢を反映
<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが環境保全にとりくむまち きれい(リラックスできる)な空気をエコで作る！ 約30年後には、空気、水がきれいな川崎市がいいです。 	<ul style="list-style-type: none"> 大気や水などの環境保全に係る環境要素やそれに基づく施策の考え方に、意見の視点・取組姿勢を反映
<ul style="list-style-type: none"> ごみに「意識高い系」川崎市 ごみゼロ！！なまち 僕たちはむだにごみをだしているので、一人くらいならいいと考えるのではなく、一人一人が気をつけなといけないうちの気持ちの世界にしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化・資源化に係る環境要素やそれに基づく施策の考え方に、意見の視点・取組姿勢を反映



ワークショップ等の様子

(3) アンケート調査

平成30(2018)年度及び令和元(2019)年度に実施した各アンケート調査結果からは、市民や事業者の環境に対する様々な意識が見えてきました。特に、次の事項については、アンケートの結果を踏まえ、施策に反映する必要があります。

ア 計画や環境に係る情報発信の更なる充実

平成30(2018)年度に市民を対象に実施したWebアンケートにおいては、環境基本計画は約7割の市民に認知されていない状況にありました。また、環境に係る取組状況については、どの項目についても「わからない」と回答した市民が3~4割に上り、

十分に認識されていないことが示唆されていました。市民や事業者の環境に対する関心向上に向け、情報発信の更なる充実など、取組の強化を図る必要があります。

イ 環境教育・学習に取り組む機会や場の確保

令和元（2019）年度に市民を対象に実施した街頭アンケートにおいては、自ら実践している環境配慮行動のうち、「環境問題について学ぶ」では、子どもは2人に1人以上が実践していると回答していました。一方、大人は4人に1人程度が実践していると回答していました。環境配慮行動の促進に向け、子どもたちだけでなく、家庭、職場、地域、学校等の様々な場で、環境教育・学習に取り組む機会や場を確保していく必要があります。

(4) 改定素案の策定と Web アンケートによる意見聴取

令和2（2020）年2月に審議会からいただいた答申を踏まえ、令和2（2020）年5月に「川崎市環境基本計画改定素案」を策定し、「改定素案」について、Web アンケートによる意見聴取を行い、本計画に反映しました。

【表 11 主な意見の内容と本計画への反映状況】

主な意見内容	反映状況
<ul style="list-style-type: none"> ・台風等の被害が大きくなり、市民の不安が強くなっているため、問題提起と施策が必要。 ・気候変動の影響の大きさや温室効果ガス削減の必要性、施策の緊急性を記載した方がよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動問題が喫緊の課題であること、脱炭素化に向けて取組を加速化させることが極めて重要であることを追記。 ・「環境要素ごとの目標」等において、脱炭素化の実現をめざすことを明記。
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校など、幼いころから「環境は自分たちでつくる」という意識を育てほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・学習に係る取組の一層の充実に向け、取組内容を追記。
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症との関わりについて補足が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に関わる現状や基本方針の記載に、新型コロナウイルス感染症や「新しい生活様式」、「グリーンリカバリー」について追記。

第3章 環境政策の目標

1 本計画における環境政策の目標の構成

基本条例においては、望ましい環境像及び計画のめざす地域環境の姿（方向性）を明らかにし、さらにこれを実現していくための目標を環境要素ごとに示すこととしており、これら一体を基本条例の規定に基づく計画の「環境政策の目標」として位置づけています。

川崎市環境基本条例 第8条第2項

(1) 環境政策の目標 望ましい環境像として基本計画が目指す地域環境の姿を明らかにし、これを実現していくための目標を環境要素ごとに示すもの

本計画においては、「望ましい環境像として基本計画が目指す地域環境の姿」を「めざすべき環境像」、目標の実現に向けた本計画に基づく取組の方向性を「基本方針」として設定するとともに、環境要素を設定し、これらを「環境政策の目標」として位置づけます。

また、本計画が対象とする環境要素については、審議会からの答申を踏まえ、個別計画との整合を図りつつ、社会状況等の変化に柔軟に対応できるよう、様々な要素が包含されるものとして、「脱炭素化」、「自然共生」、「大気や水などの環境保全」、「資源循環」に整理しました。

【表 12 本計画における環境政策の目標の構成】

本計画で用いる用語(基本条例の用語)				
環境政策の目標	めざすべき環境像(望ましい環境像として基本計画が目指す地域環境の姿)			
	基本方針 ※目標の実現に向けた本計画に基づく取組の方向性			
	脱炭素化 (環境要素)	自然共生 (環境要素)	大気や水などの 環境保全 (環境要素)	資源循環 (環境要素)

2 めざすべき環境像

私たちは、大気や水、緑や土壌など、様々な自然の恵みからなる環境の中にいますが、これまで、生活の利便性などを求め、資源、エネルギーなどを大量に消費する社会経済活動を続け、環境に対して多大な負荷をかけてきました。

特に、地球温暖化に関しては、世界の平均気温が上昇しており、非常に強い台風やいわゆるゲリラ豪雨、猛暑日・熱帯夜の増加など、身近なところに様々な気候変動の影響が現れています。令和元(2019)年10月には、過去最大級の勢力で日本に上陸し、各地に大きな爪痕を残した「令和元年東日本台風」(台風第19号)により、本市も甚大な被害が生じました。

本市には、公害問題や緑地等の保全など、様々な環境問題について、全国に先駆けて市民・

事業者とともに取組を進めてきた協働・連携の実績と、蓄積された高度な環境技術・経験があり、これまで市民・事業者・行政が一体となって、地球環境の改善に貢献する取組を推進してきました。

また、めざすべき環境像の検討に当たり、市民や事業者、子どもたちを対象に、ワークショップを実施しました。ワークショップは、「約30年後の2050年、川崎市の環境をこうしたい」という視点で行いました。そこで出された意見からは、「地球環境」「自然環境」「地域環境」「生活環境」「都市環境」など、各々が大切であると考えた川崎市の豊かな「環境」の姿が見えてきました。

本市は、これまで様々な環境問題に真摯に取り組み、時代を切り開いてきました。今後も、多様性の視点を大切にしながら、将来にわたって市民が生活の中で川崎にある環境の豊かさを実感できるまちづくりを推進し、新たな時代を切り開いていきます。

このような考え方を踏まえ、本計画の「めざすべき環境像」を次のとおりとします。

豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ

「地球環境都市」とは、

- ①「市民一人ひとりが、環境から多大な恩恵を受けていること、環境に対し負荷を与えていることを認識し、協働・連携しながら、持続可能なまちづくりに取り組んでいる都市」
 - ②「脱炭素社会の実現に向けて、蓄積された高度な環境技術・経験を活かし、技術と社会の革新に寄与していく『グリーンイノベーション』の実現に向けた取組が進められている都市」
 - ③「地域の環境保全のみならず、地球規模の環境課題の解決に向け、大きく貢献している都市」
- のことをいい、環境先進都市として取組を進めてきた本市は、この新たな都市の姿をめざします。

3 基本方針

めざすべき環境像「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」の実現に向け、今後約10年間の取組の方向性を、基本方針として次のとおり設定します。

(1) 力強くしなやかで持続可能な都市づくりに取り組む

大気、緑、水、土壌、資源など、様々な自然の恵みは循環や再生を繰り返しながら、私たちの生命を支えています。私たちが人間らしくすこやかに暮らしていくためには、様々な環境資源への理解と共生が不可欠です。よって、地球環境の保全や自然共生社会の構築など、良好な環境の保全及び創出に向け、取組を引き続き推進していく必要があります。

一方、気温上昇や大雨の頻度の増加など既に現れている気候変動による影響や中長期的に避けられない影響への対応、大規模災害への備え等が求められています。また、少子高齢化や人口減少など、環境分野においても、社会状況の変化に対応した取組が求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も社会状況や生活様式が変化することが予測されることから、状況に応じた柔軟な対応も求められます。

市民や事業者のワークショップでは、「スマートライフシティの実現」や「自然災害に強いまち」、「先端技術でクリーンエネルギー都市型地産地消のまち」などといった、多様な課題への解決にも貢献する統合的な取組に係る意見が出されていました。

このような状況を踏まえ、複合的な視点による環境施策の展開や、緩和策・適応策の推進、環境分野に関連する防災・減災対策の推進など、力強くしなやかで持続可能な都市づくりに取り組みます。



(2) 川崎の潜在力を活かし、グリーンイノベーションの推進を図る

本市には、約 400 の研究開発機関が立地し、新川崎地区やキングスカイフロント等の研究開発機関が集積した地区を有するなど、産業振興・イノベーションを推進する基盤があります。また、低炭素・公害対策・資源循環・エネルギー等に係る多くの環境技術・産業が集積されており、優れた潜在力があります。さらに、環境技術やノウハウを紹介するイベント等の様々な手法を通じて、環境分野における優れた技術やノウハウを国内外に広く情報発信するなど、環境関連産業の振興・育成に向けた取組を進めています。

一方、少子高齢化などといった社会状況の変化への的確な対応に向け、AI、IoT など ICT を積極的に活用し、スマートライフスタイルへの転換や都市機能を活用したエネルギー利用の集約化・効率化などの取組が求められています。

市民・事業者のワークショップや子どもたちからの意見では、「技術革新で環境悪化を防ぐまち」や「環境技術で環境問題に立ち向かうまち」、「ごみが全てリサイクルできる技術」など、様々な環境問題への対応に当たり、環境技術のイノベーションにより課題を解決するといった意見が多数出されていました。

このような状況を踏まえ、川崎の強みと特徴である蓄積された高度な環境技術・経験を活かし、新たなエネルギー環境の構築に向けた開発など、産業集積による新技術・新製品の創出・普及を積極的に推進します。特に、水素や再生可能エネルギー等の普及は、災害時のエネルギー源の確保にもつながることから、安全・安心なまちづくりへの寄与の観点からも取組を進めます。また、地域環境の様々な情報の見える化や、インターネットを通じてモノや場所などを共有して資産等の有効活用を図るシェアリング・エコノミーの促進など、ICT を積極的に活用し、市民や事業者の新たな環境配慮につながる仕組みづくりを併せて推進します。さらに、環境技術を活かした国際貢献などの取組も進めていきます。

これらの取組を推進することにより、川崎の潜在力を活かし、グリーンイノベーションの推進を図ります。



(3) これまで^{つちか}培った「協働の精神」を次の世代へ引き継ぐ

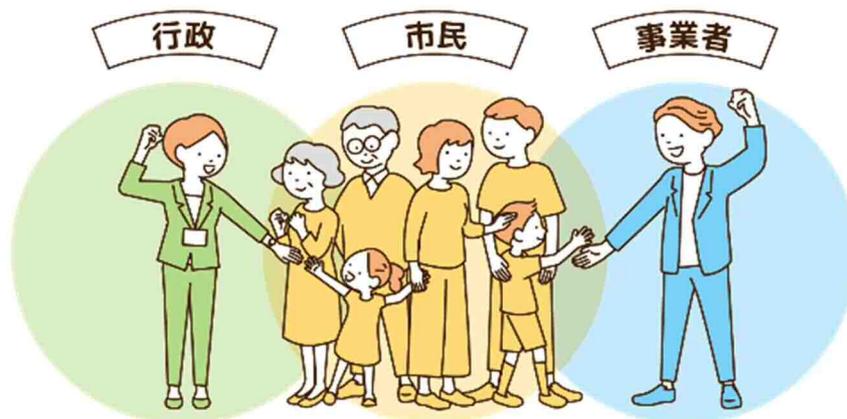
本市には、大気環境の改善に向けた仕組みづくりをはじめ、緑地等の保全活動やごみの減量化・資源化の促進、地域からの地球温暖化対策など、市民・事業者・行政が協働・連携しながら様々な環境問題に取り組んできた実績があります。

基本条例においても、平成3（1991）年に制定された当時から、本市の環境政策の基本原則の一つに、「市民の参画と協働」を明確に位置づけています。このような長年にわたって積み重ねてきた本市の環境問題への取組姿勢は、重要な資源であり、その源泉には、各主体が互いに尊重し、対等な関係に立って協力して環境問題への解決に取り組んできた「協働の精神」があります。

環境問題は多様化・複雑化しており、その対応に当たっては、多様な主体との協働・連携による取組が不可欠です。また、子どもたちからは、「世界中の人が地球温暖化を防ぐ努力をしている。」など、地球温暖化という問題に全体で取り組んでいく必要があるといった意見も出されています。環境問題に様々な人々が連携して取り組んでいくという意識の醸成を、環境教育・学習を通じ、あわせて図ることも非常に重要です。さらに、身近な環境保全活動の促進やグリーンコミュニティの形成等を通じた取組により、地域コミュニティの活性化や、地域における共生意識の醸成といった取組を推進していくことも必要です。

一方、Web アンケート結果からは、環境に係る取組状況が市民に十分認識されていないことなどが示唆されており、市民の環境に対する関心の向上に向けた取組も非常に重要となります。現在の環境が様々な人の努力で支えられていることを知ることは、本市の環境政策への理解・協力の向上にもつながります。

このような状況を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となってこれまで培ってきた「協働の精神」を、次の世代へ引き継ぐ取組を推進していきます。



4 環境要素及び目標等

本計画では、取組を推進する環境の主な4つの分野（「脱炭素化」「自然共生」「大気や水などの環境保全」「資源循環」）について、めざすべき環境像の実現に向け、それぞれ目標を設定するとともに、基本条例上の環境要素として位置づけます。また、本計画が個別計画の上位計画であることを踏まえ、環境分野の取組状況全体の進捗を俯瞰するとともに、それぞれの目標の達成状況について進捗を把握するため、主要な個別計画から特に重要な指標等を参考指標として活用し、点検を行っていきます。

① 脱炭素化

【目標】

地球環境の保全に取り組み、温室効果ガス排出量を最終的に実質ゼロにすること(脱炭素化)の実現をめざす

<参考指標>

●温室効果ガス排出量

[めざす方向:令和12(2030)年度までに
平成2(1990)年度比30%以上削減、
平成25(2013)年度比20%以上削減]

●再生可能エネルギー導入量

[めざす方向:現状(H30:195,000kW)より
増加すること]



② 自然共生

【目標】

緑の保全、創出、育成及び活用を図り、水と緑のネットワークを市域全体に広げ、生物多様性を確保するなど、都市と自然が調和した自然共生社会をめざす

<参考指標>

●緑地(樹林地・農地)の保全面積

[めざす方向:令和9(2027)年までに
樹林地は300ha、農地は343ha]

●公園緑地面積

[めざす方向:令和9(2027)年度までに830ha]

●市街地における緑化地面積

[めざす方向:令和9(2027)年度までに1,082ha]



③ 大気や水などの環境保全

【目標】

大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす

<参考指標>

● 二酸化窒素の対策目標値(環境基準)の下限値(0.04ppm)以下を達成した測定局数

[めざす方向:対策目標値の下限値以下の達成局数の増加]

● 微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準を達成した測定局数

[めざす方向:全測定局の環境基準達成の維持]

● 光化学オキシダント環境改善評価指標値

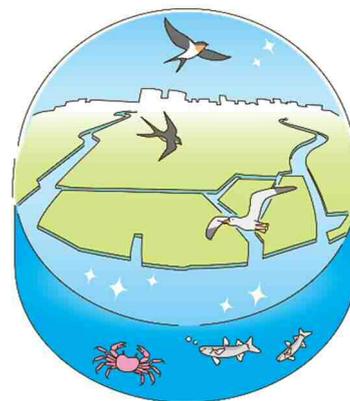
[めざす方向:評価指標値の低減]

● 河川のBOD及び海域のCODの環境基準値の適合地点数

[めざす方向:河川のBOD及び海域のCODの環境基準値の適合地点数の増加]

● PRTR制度対象事業所から排出される第一種指定化学物質の総排出量

[めざす方向:現状(H29:1,118トン)を維持または低減]



④ 資源循環

【目標】

リサイクル(再生利用)はもとより、より環境負荷が少ない 2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用))の取組に重点を置き、限りなくごみをつくらない、循環型社会をめざす

<参考指標>

● 市民1人当たりの1日ごみ排出量

[めざす方向:令和7(2025)年度までに市民1人当たりの1日ごみ排出量を898gまで削減]

● ごみ焼却量

[めざす方向:令和7(2025)年度までにごみ焼却量を33万トンまで削減]

● 資源化率(家庭系)

[めざす方向:現状(H30:26.6%)より増加すること]



5 環境政策の目標 イメージ図

本計画の改定の基本的な考え方について、本市から諮問された審議会においては、専門的な審議を行う必要があることから、総合政策部会を設置し、具体的な審議について付議して、調査・審議を行ってきました。

総合政策部会においては、本計画の改定に向けた検討を進めていく中、条例の規定に基づき設定する「環境政策の目標」として、めざすべき環境像や基本方針、環境要素のそれぞれの関係を、市民・事業者と共有する上で重要となるイメージ図をどのように表現していくのか、丁寧に議論を積み重ねるとともに、市民アンケートや街頭インタビュー等を通じ、得られた意見を踏まえながら、イメージ図の考え方を整理しました。

審議会からの答申に基づき作成した下図は、基本方針の考え方である「持続可能な都市づくり」「協働・連携」「グリーンイノベーション」が支えとなりながら、4つの環境要素それぞれがつながり、一体となって取組を推進し、中央の「めざすべき環境像」である「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」の実現をめざしていくということを示しています。



【図 18 環境政策の目標 イメージ図】

6 SDGs の考え方の活用

「持続可能な開発目標（SDGs）」の課題は、本市を取り巻く課題と共通するものが多く、本市の持続的な発展を図る上では、本市自らが積極的に SDGs 達成に寄与する取組を進めていく必要があります。本市では、SDGs の達成に向けて、平成 31(2019)年 2 月に「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を策定し、市民、企業、団体等の多様なステークホルダー（利害関係者）と協働・連携しながら、取組を推進しています。令和元(2019)年 7 月には、さまざまな課題を市民、事業者などと解決してきた歴史と持続可能な社会の実現に向けた取組が国から評価され、「SDGs 未来都市」に選定されました。

また、国の第五次環境基本計画においては、「SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要である」としています。

本計画においても、SDGs のゴールやそのターゲットの考え方を取り入れながら、地域課題の解決とともに、地球規模の環境課題の解決にも貢献していく取組を推進します。



【図 19 「持続可能な開発目標（SDGs）」】

【表 13 持続可能な開発目標（17 のゴール）】

ゴール 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール 2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール 4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
ゴール 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
ゴール 6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール 7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール 8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
ゴール 9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
ゴール 10	各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール 11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール 12	持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール 13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール 14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
ゴール 15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
ゴール 16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
ゴール 17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）」より

第4章 基本的施策

1 基本的施策の体系

基本条例第8条第2項第2号に基づき、環境政策の目標の実現に向け、次のとおり本計画が実施する施策の体系を基本的施策とします。

環境政策の目標			
めざすべき環境像	基本方針	環境要素	環境要素ごとの目標
豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ	①力強くしなやかで持続可能な都市づくりに取り組む ②川崎の潜在力を活かし、グリーンイノベーションの推進を図る ③これまで培った「協働の精神」を次の世代へ引き継ぐ	脱炭素化	地球環境の保全に取り組み、温室効果ガス排出量を最終的に実質ゼロにすること(脱炭素化)の実現をめざす
		自然共生	緑の保全、創出、育成及び活用を図り、水と緑のネットワークを市域全体に広げ、生物多様性を確保するなど、都市と自然が調和した自然共生社会をめざす
		大気や水などの環境保全	大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす
		資源循環	リサイクル(再生利用)はもとより、より環境負荷が少ない2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用))の取組に重点を置き、限りなくごみをつくらない、循環型社会をめざす

川崎市の環境分野のキャラクター



エコちゃんず

かわるん

森の妖精
モリオン

基本的施策

基本方針に基づき 取り組む3つの柱	環境要素ごとに取り組む施策		
<p>① 環境施策を通じて多様な課題に 대응する地域づくりに向けた取組の推進</p> <p>② 地域資源を活用したグリーンイノベーションにつながる取組の推進と国際社会への貢献</p> <p>③ 環境教育・学習の推進と多様な主体との協働・連携の充実・強化</p> <p>【複合的な視点による環境施策の展開、緩和策・適応策の推進、防災・減災対策の推進】</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けて地球環境の保全に取り組む</p>	<p>地域からの地球温暖化対策の推進</p>	<p>環境配慮指針</p>
		<p>再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用</p>	
		<p>気候変動の影響への適応</p>	
	<p>都市と自然が調和した自然共生社会の構築に取り組む</p>	<p>緑の保全・創出・育成及び活用</p>	<p>環境配慮指針</p>
		<p>水と緑のネットワークの形成・充実</p>	
		<p>生物多様性の保全</p>	
	<p>快適に暮らせる大気や水などの環境づくりに取り組む</p>	<p>良好な大気環境の保全及び共創</p>	<p>環境配慮指針</p>
		<p>良好な水環境の保全及び共創</p>	
		<p>適正な化学物質管理の推進</p>	
	<p>環境への負荷が少ない循環型社会の構築に取り組む</p>	<p>2R（リデュース・リユース）の更なる推進</p>	<p>環境配慮指針</p>
		<p>リサイクルの促進や有効利用</p>	
		<p>安全かつ安心な生活環境づくりの推進</p>	

2 基本方針に基づき取り組む3つの柱

本計画においては、めざすべき環境像の実現に向け、基本方針として、「① 力強くしなやかで持続可能な都市づくりに取り組む」、「② 川崎の潜在力を活かし、グリーンイノベーションの推進を図る」、「③ これまで培った『協働の精神』を次の世代へ引き継ぐ」の3つを設定しました。

本計画では、環境分野間の連携、経済・社会をはじめとする他分野との統合的施策、環境施策全体に係る協働・連携の仕組みなど、横断的な視点からの取組を推進するため、これらの基本方針に基づく横断的・総合的な3つの施策を「基本方針に基づきに取り組む3つの柱」と位置づけ、取組を推進します。

(1) 「環境施策を通じて多様な課題に応える地域づくりに向けた取組の推進」

【取組の方向性】

基本方針①の「力強くしなやかで持続可能な都市づくりに取り組む」を踏まえ、多様化・複雑化する環境問題に対し、施策をより効果的に展開し、気候変動等地球規模の環境問題といった社会の課題解決とともに、健康維持や防災・減災対策等の地域課題の解決にも貢献することを見据え、統合的な取組を推進します。特に、気候変動や防災・減災への対応に当たっては、自然環境が有する機能の活用等含め、本市の庁内関係部局等が連携を密にして取り組みます。

【取組内容】

【複合的な視点による環境施策の展開】

- 環境に係る取組が地域の課題の解決にも貢献するなど、複合的な視点による環境施策の展開を図る。

《取組例》

- ・緑を「自然環境」、「文化・歴史」、「都市の魅力と活力」、「防災」及び「少子高齢化への対応」等の視点に沿って活用し、まちの賑わい創出や地域コミュニティの強化など、緑が持つさまざまな効用を発揮する取組を推進する。
- ・自転車の利活用の推進やテレワークなど ICT を活用した柔軟な働き方、国産木材の利用促進など、移動に伴う温室効果ガス排出量の削減や森林による二酸化炭素の吸収等を図りつつ、健康増進や働き方改革、森林再生などの循環型社会の形成等、多様な課題の解決にも貢献する取組を推進する。
- ・家庭で使いきれない未使用食品を集め、食糧支援を必要としている福祉施設等へ寄付するフードドライブなどといった、ごみの減量化に向けた取組を通じ、社会への貢献も図る。

【緩和策・適応策の推進】

- 環境意識の高い市民・事業者と活発な市民活動をはじめ、あらゆる主体の参加と協働により、気候変動の緩和と適応に取り組む。

《取組例》

- ・市民一人ひとりの省エネ行動や廃棄物の3Rの実践などエコ暮らし(環境配慮型ライフスタイル)への転換や、脱炭素型のビジネススタイルの普及・定着、再生可能エネルギーの導入、緑地の保全・緑化等を推進する。
- ・自然環境が有する機能の活用等を含めた治水・水害対策、熱中症対策、感染症対策、暑熱対策(緑・水の確保や風の道の形成等のヒートアイランド対策を含む。)等を推進する。

【防災・減災対策の推進】

- 市民の安全・安心な暮らしを守るため、関係部局等と綿密に連携し、環境分野における防災・減災に向けた取組を推進する。

《取組例》

- ・災害時にも活用できる多様なエネルギー源の創出や、公園や農地等が持つ役割に着目した多様な防災機能の向上及び活用、災害廃棄物対策等を推進する。
- ・東日本大震災に伴う放射性物質による環境への影響について、安全・安心な市民生活の確保に向けた取組を継続していく。

(2) 「地域資源を活用したグリーンイノベーションにつながる取組の推進と国際社会への貢献」

【取組の方向性】

基本方針②の「川崎の潜在力を活かし、グリーンイノベーションの推進を図る」を踏まえ、本市にある地域資源を活用した新たな環境技術の創出・普及や環境産業の振興、市民や事業者の新たな環境配慮につながる仕組みづくりなど、グリーンイノベーションにつながる取組を推進します。また、本市の強みである環境技術を海外に展開するなど、地球環境保全に向け、国際貢献の推進や川崎市の環境に対する取組を海外に発信します。

【取組内容】

【地域資源を活用したグリーンイノベーションにつながる取組の推進】

- 環境技術を有する企業やエネルギー施設の集積等、本市の特徴を活かした新たな環境技術の創出・普及、環境産業の振興や、ICT の活用による新たな環境配慮につながる仕組みづくりを推進する。

《取組例》

- ・脱炭素化に寄与する技術革新、水素社会の実現に向けた取組など脱炭素化に向けたイノベーションを推進する。
- ・産官学の連携による最先端の環境技術の研究開発や実証試験を促進する。
- ・エネルギーの最適利用や AI、IoT 等の利活用などの積極的導入や社会実装を進め、低炭素型エリア構築に向けたモデル事業等を展開する。
- ・地域環境の様々な情報の見える化や、SNS 等を通じたシェアリング・エコノミーを促進する。

【国際貢献の推進】

- 地球環境の保全に向け、環境分野における国際社会への貢献に向けた取組を推進する。

《取組例》

- ・国際的な環境保全活動への支援・連携の推進や、優れた環境技術の海外移転の促進を行う。
- ・地球環境の保全に貢献する本市の取組について、海外への積極的な情報発信を行っていく。

(3) 「環境教育・学習の推進と多様な主体との協働・連携の充実・強化」

【取組の方向性】

基本方針③の「これまで培った『協働の精神』を次の世代へ引き継ぐ」を踏まえ、市民一人ひとりが高い環境意識を持ち、地球環境都市をめざしていく上で、何よりも重要なのが、エコ暮らしなど環境配慮行動を促す仕組みの基盤ともなる環境教育・学習です。その推進に当たっては、子どもたちだけでなく、家庭、職場、地域、学校等様々な場で、本市のこれまでの取組や、ESD（持続可能な開発のための教育）、SDGs の考え方も含め、環境教育・学習を系統的かつ統合的に推進します。また、環境教育・学習を効果的に推進していくためには、多様な主体との協働・連携が必要不可欠であり、その充実・強化に向けた取組を推進します。さらに、市民や事業者の環境に対する関心を向上させ、環境教育・学習や地域の環境保全活動への各主体の積極的な参加を促すため、情報発信の強化に向けた取組を推進します。

【取組内容】

【環境教育・学習の推進】

- 持続可能な社会の実現につながる具体的な行動を自ら考え、実践できる人材育成のため、地域全体で環境教育・学習を推進する。

《取組例》

- ・学校や地域などにおいて、ESD や SDGs の考え方を含め、複合的な視点での環境教育・学習の展開を図る。
- ・様々な主体によって実施される出前授業などの環境教育・学習事業の活用促進に向けた取組を推進する。
- ・市職員を含め、環境学習活動や環境保全活動等を率先して行う人材の育成に向けた取組を推進する。
- ・環境教育・学習に係る拠点・施設の充実を図る。

【多様な主体との協働・連携の充実・強化】

- 市民・事業者など、多様な主体が実施している様々な活動等との連携を図り、いろいろな場面で市全体に環境保全活動が展開・拡大する取組を推進する。

《取組例》

- ・将来的な人口減少・少子高齢化などにより、地域活動の担い手の不足が見込まれることから、身近な環境保全活動の促進やグリーンコミュニティの形成等を通じ、地域コミュニティの活性化や、地域における共生意識の醸成を図り、地域包括ケアシステムの構築にも資する取組を推進する。
- ・各主体の積極的な参加を促すため、環境に係る関心を持ちやすい課題設定・伝え方の工夫を図り、市民や事業者の環境に対する関心向上に資する効果的な情報発信を進めるとともに、ICT を活用した双方向コミュニケーションの拡充を図る。

《SDGs の考え方の活用》

複合的な視点による環境施策の展開や環境教育・学習の推進、協働・連携の充実など、横断的・総合的な施策については、様々な分野に共通する要素の取組であり、多様な課題の解決にも貢献することが期待されることから、次のような SDGs のゴールやそのターゲットの視点も取り入れながら、取組を推進します。

[関連する SDGs のゴール]



エネルギー・環境子どもワークショップ in 川崎 実行委員会の取組

「エネルギー・環境子どもワークショップ in 川崎 実行委員会」は、毎年、市内の小中高校生を集め、日頃の環境に関する取組や学習について発表し合うワークショップを開催しています。平成 30(2018)年度には、ワークショップの取組が評価され、同実行委員会が地球温暖化防止活動環境大臣表彰(環境教育活動部門)を受賞しました。

また、本計画の改定に向け、同ワークショップに参加している子どもたちから、2050年(約30年後)をイメージして、「川崎市の環境をこうしていきたい!」という具体的な姿や取組について、たくさんの意見をいただきました。



子どもたちからの意見聴取の様子

3 環境要素ごとに取り組む施策

環境要素ごとに取り組む施策について、主な取組の方向性や内容を、次のとおり設定します。

(1) 「脱炭素社会の実現に向けて地球環境の保全に取り組む」

【施策の方向性】

気候変動による市内への影響は市内でも生じており、気候変動問題は喫緊の課題であることを、あらゆる主体と認識を共有し、取組を加速化させることが極めて重要です。

脱炭素社会の実現に向けては、本市の特徴・強みである「環境技術・産業・研究機関の集積や、環境意識の高い市民・事業者が多いこと」などを踏まえ、市民・事業者一人ひとりが環境に配慮されたサービスを選択し、ニーズ（需要）を劇的に増加させ、脱炭素に資する製品・サービスの供給が促進されることを目指します。

そのため、市民・事業者などあらゆる主体が協働して取組に参加し、一丸となって脱炭素社会の実現を目指していけるよう、行動変容・意識改革につながる取組を進めます。

一方で、気温上昇や異常気象の増加などの温暖化の影響による気候変動が顕在化してきており、本市の実情を踏まえた、適応策の取組を推進します。

なお、より詳細な施策内容は「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」等で示します。

【施策内容】

●地域からの地球温暖化対策の推進

- 市民生活における温室効果ガス排出量の削減に向け、市民一人ひとりの節電や省エネ機器等の選択など環境配慮行動の定着を図り、エコ暮らしへの転換に向けた取組を推進する。
- 事業活動における温室効果ガス排出量の削減に向け、事業所における再生可能エネルギーなどの利用や、環境性能の優れた設備等の導入、エネルギーの効率的な利用、中小規模事業者に対する支援など、環境保全と経済成長の両立を図りつつ、脱炭素型ビジネススタイルの普及・定着を図る。
- 市役所も市内の大規模事業者の一つとして、市施設における温室効果ガス排出量削減に向け、率先的に取組を推進する。
- 交通における温室効果ガス排出量の削減に向け、環境にやさしい交通環境の整備や公共交通機関の利便性向上を進める。また、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）などといった次世代自動車等の普及を推進する。
- 将来世代につなげていくための市民・事業者の行動変容に向け、多様な主体と連携した普及啓発の取組を推進する。
- 脱炭素化都市の身近な取組を示すショーケースとなる「(仮称)脱炭素モデル地区」を創設し、脱炭素化に向けたまちづくりを推進する。
- 森林再生などの循環型社会の形成に寄与するため、木材利用の意義や効果等の普及・啓発と併せて、効果的な国産木材の利用促進を図る。

●再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用

- 自立分散型の電源としても活用できる太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を推進する。
- 高効率機器の導入、ICT を活用したエネルギー管理などによるエネルギーの最適利用を推進する。
- 様々な都市機能の効率的な集約化等による環境にやさしく利便性の高いコンパクトな都市の形成や、開発事業における環境配慮など、エネルギーが効率的に利用される都市づくりを推進する。
- 建築物の省エネルギー化や ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等ゼロエネルギー建築物などの普及に向けた取組を推進する。

●気候変動の影響への適応

- 気温上昇や大雨の頻度の増加など既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して、本市の実情や特性等に応じて、自然環境が有する機能の活用等を含めた治水・水害対策、熱中症対策、感染症対策、暑熱対策（緑・水の確保や風の道の形成等のヒートアイランド対策を含む。）など、気候変動への適応策を推進する。
- 気候変動適応法に基づく気候変動情報センターにおいて、気候変動に関する情報の収集・整理や調査研究等の取組を推進する。
- 都市における気候変動対策に係る検討を実施する。

【施策の推進による他分野への効果】

地球温暖化対策を推進することは、様々な環境分野における取組の推進につながります。また、緩和策や適応策を推進することは、防災・減災など、市民の安全・健康な暮らしや、安定的な事業活動環境の確保などにも寄与していくことが期待されます。

《SDGs の考え方の活用》

緩和策や適応策など、地球温暖化対策の取組は、地域課題だけでなく、地球規模の環境課題への解決に直接資するものであり、施策の展開に当たっては、次のような SDGs のゴールやそのターゲットの視点も取り入れながら、取組を推進します。

[関連する SDGs のゴール]



かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050

令和 2(2020)年 8 月に、CO₂ 排出実質ゼロや使用電力の再生可能エネルギー100%への転換をめざし、2050 年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050(案)」を策定しました。

この戦略では、「2030 年マイルストーン」として、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づく目標に加え、2030 年度までの約 10 年間で、さらに 100 万 t- CO₂ の削減に挑戦します。

2050 年の脱炭素社会の実現に向かっていけるかどうかは、2030 年までの 10 年の頑張りがその後の 20 年間を決める、非常に重要な期間となります。

「2050 年の脱炭素化」という明るい未来につなげていくためにも、私たち一人一人が行動を起こしていくことが重要となります。



気候変動に係る情報収集・発信機能を強化していきます

昨今の気温上昇、大雨の頻度増加、熱中症のリスクの増加など、すでに生じており今後拡大するおそれのある気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析等の機能を担う体制を確保するため、本市の環境総合研究所に「川崎市気候変動情報センター」を設置しました。

国や他自治体などとも連携しながら、気候変動に係る情報を市民や事業者適切に提供し、適応に係る取組の促進を図っていきます。



川崎市環境総合研究所

【環境配慮指針】

CO₂などの温室効果ガス排出量を削減し、地球環境の保全に向けた取組を推進するため、家庭や職場等の様々な場面で、省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーの活用などの取組が求められます。

地球環境の保全のために配慮すべき事項について、より分かりやすく示すため各主体別の行動例として次のとおり示します。

環境配慮指針			
項目	市民の行動例	事業者の行動例	川崎市の行動例
地域からの地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、水道、ガス等の使用量の削減に努める。 ・環境配慮製品を選択する。(省エネ設計の製品など) ・公共交通機関や自転車、徒歩による移動に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・省資源・省エネルギーを実践し、温室効果ガス排出量の削減につながる事業活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市施設における温室効果ガス排出量の削減や公用車における次世代自動車の導入の推進など、地球温暖化対策に率先して取り組む。 ・市民・事業者等による省エネルギー等行動を支援する。
再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー等を積極的に活用するよう努める。(太陽光、太陽熱、バイオマスなど) ・エネルギーを効率よく利用する設備機器の導入に努める。(HEMS(家庭のエネルギーマネジメントシステム)、家庭用燃料電池、蓄電池など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー等の利用や、コージェネレーションシステム、エネルギーマネジメントシステムの導入に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー等の市施設への導入や、高効率機器の導入等、省エネルギー・創エネルギー・蓄エネルギーの総合的な取組を推進する。
気候変動の影響への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症、感染症の予防に取り組む。 ・地域での防災訓練に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画(BCP)を作成し、災害による被害の回避・低減に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・治水・水害対策など、地域の実情や特性等に応じて、気候変動への適応策を総合的に推進する。 ・気候変動における影響やリスクについて科学的知見を蓄積するとともに、必要な情報を提供する。
協働・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・エコを楽しく学べる参加型イベントを実施・参加する。 ・市民活動団体、事業者等とそれぞれの特徴や強みを活かした環境教育・学習を実施する。 		

(2) 「都市と自然が調和した自然共生社会の構築に取り組む」

【施策の方向性】

本市は、多摩丘陵や多摩川崖線に存する樹林地や農地、多摩川をはじめとする河川や湧水、東京湾など多様な環境資源に恵まれた地域です。これまで市民・事業者・行政の協働・連携により守り育ててきた緑を、今後も継続して保全・創出・育成に向け取組を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成・充実を図ります。また、市域に生息する生物の生息・生育地の保全・創出に向け、生物多様性の保全に努め、身近な生き物とふれあえる機会の確保などの取組を推進します。さらに、少子高齢化やライフスタイルの多様化など、社会状況等の変化を踏まえ、緑を活用した地域コミュニティの強化やまちの賑わい創出など、緑が持つ多様な効用を一層高める取組を推進します。

これらの取組を総合的かつ持続的に推進することにより、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決や、魅力と活力あるまちづくりに活用し、緑の社会基盤である「グリーンインフラ」の構築につなげていきます。

なお、より詳細な施策内容は「川崎市緑の基本計画」等で示します。

【施策内容】

●緑の保全・創出・育成及び活用

- 市民・事業者など多様な主体との協働・連携により、樹林地や農地の保全、公園緑地の整備など、緑の保全・創出・育成の取組を持続的に推進し、緑による良好な環境の創出を推進する。
- 緑を取り巻く多様な主体の参画を生み、地域財産としての緑の価値を高める「グリーンコミュニティ」の形成に向け、「都市の魅力と活力」や「防災」、「少子高齢化への対応」などの視点での活用を進める。
- 市街地において、市民・事業者と連携しながら、地域特性を活かした良好な都市景観の形成を推進する。

●水と緑のネットワークの形成・充実

- 地下水や湧水の保全、河川環境の保全等といった豊かな水環境の保全・維持や健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、街路樹や緑地などの連続する緑とつなぎ、水と緑のネットワークの形成・充実を図る。
- 健全な水循環を確保し、継続的な水利用を可能にするため、雨水等の効率的な水利用の促進や、節水の促進など、水循環に配慮した水利用の推進を図る。

●生物多様性の保全

- 生物多様性を保全するため、本市の地域特性を踏まえながら、樹林地や農地などの緑や、多摩川などの水辺などの保全を図り、生物の生息生育空間の保全・創出に向けた取組を推進する。
- 「人と生き物」や「情報」をつなぎ、生物多様性への認識や環境に配慮したライフスタイルを広めるとともに、市内の自然環境や生き物（外来種含む）などの生物多様性の保全に関する様々な情報を集め、効果的に発信する。

【施策の推進による他分野への効果】

緑地の保全や緑化の推進、公園緑地の整備、水辺空間の活用等を推進することは、地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和につながります。また、災害時の避難の場や、自然災害の緩和・防止など、防災・減災機能の向上にも寄与することが期待されます。さらに、公園の整備や活用を通じ、子育て環境の向上や健康増進にも寄与することが期待されます。

《SDGs の考え方の活用》

緑の効用は様々な課題の解決にも貢献するものであり、施策の展開に当たっては、次のような SDGs のゴールやそのターゲットの視点も取り入れながら、取組を推進していきます。

[関連する SDGs のゴール]



グリーンインフラとは？

グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・生活環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする考え方のことです。「川崎市緑の基本計画」においては、「さまざまな主体の協働」、「つながりのある緑」、「地域の核となる緑」、「緑と水のネットワーク」、「緑の活用の仕組み」を本市の緑を考えていく上での骨格とし、これらの骨格を総称して「グリーンインフラ」として捉えています。



川崎市緑の基本計画

「市民100万本植樹運動」を達成！

本市では、平成 22(2010)年度から、市制 100 周年を迎える令和 6(2024)年度までの達成を目標として、市民、事業者との協働による「市民 100 万本植樹運動」を推進してきましたが、令和元(2019)年 12 月に、植樹本数 100 万本を達成しました。

次は、150 万本を目指し、緑豊かなまちづくりに取り組んでいきます。



市民植樹祭の様子

【環境配慮指針】

将来にわたり、生物多様性が保全され、自然豊かな環境で生活するため、家庭や職場等の様々な場面で、都市と自然が調和した自然共生社会の構築に向けた取組が求められます。

自然共生社会の構築のために配慮すべき事項について、より分かりやすく示すため各主体別の行動例として次のとおり示します。

環境配慮指針			
項目	市民の行動例	事業者の行動例	川崎市の行動例
緑の保全・創出・育成及び活用	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎にある緑地などの保全に関心を持つ。 ・緑地等の保全活動、緑化活動に参加する。 ・公園などの利用を通じて、身近な緑に親しむ。 ・地域の景観資源や景観まちづくりに関心を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑化に努める。(緑化地確保、屋上緑化や壁面緑化など) ・緑の保全、地域の緑化活動に貢献する。 ・良好な景観の創出に努める。(建築計画等における周辺環境との調和) 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地など緑の保全・創出・育成に向けた取組を推進する。 ・竹林整備の発生材活用と竹林管理の意識啓発を推進する。
水と緑のネットワークの形成・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・水を大切に使う。(水を出しっぱなしにしないなど) ・雨水を有効に利用する。(打ち水、植物の水やりなど) ・河川や水路の愛護活動、川づくりの活動に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や敷地内に雨水利用システム等の導入に努める。 ・建築計画等において地下水脈を阻害しないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水や湧水の保全など水環境の保全に向けた取組を推進する。 ・街路樹や緑地等連続する緑とつなぎ、水と緑のネットワークの形成・充実を図る。
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な緑や生き物を大切にする。 ・生物多様性について学ぶ。(自然環境学習会に参加するなど) ・ペットとして飼っている外来種は責任をもって飼い、絶対に捨てない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動植物の生息・生育環境等に配慮する。 ・生物多様性の保全に貢献する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の生息生育空間の保全・創出など、生物多様性の確保に向けた取組を推進する。
協働・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・パークマネジメントの視点にたった大規模公園緑地や身近な公園等の管理運営を行う。 ・緑地等の保全活動や自然体験などのプログラムの実施に取り組む。 ・市民活動団体、事業者等とそれぞれの特徴や強みを活かした環境教育・学習を実施する。 		

(3) 「快適に暮らせる大気や水などの環境づくりに取り組む」

【施策の方向性】

本市における大気や水などの地域環境は、一部の項目については環境基準が非達成の状況にありますが、これまで、法や条例等に基づく取組により、大きく改善されてきています。今後においては、環境基準等の達成や維持に向けて、引き続き、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、土壌汚染など法や条例に基づく取組を進めます。また、更なる環境改善や良好な環境に関する市民実感等の向上に向けて、地域特性への対応や事業者の自主的取組、多様な主体との協働・連携、情報発信・情報共有などの充実を図り、市民の健康で快適な生活の確保に向けた取組を推進します。

なお、より詳細な施策内容は「(仮)川崎市大気・水環境計画」等で示します。

【施策内容】

●良好な大気環境の保全及び共創

- 環境基準が設定されている物質を中心とした大気環境対策として、工場・事業場に対する法や条例等に基づく取組や、交通環境対策として、次世代自動車の普及等取組を効果的に推進する。また、光化学オキシダントについては、地域の特性を踏まえた取組を実施するとともに、周辺自治体とも連携した広域的な対策など、環境改善に向けた取組を推進する。
- 交通機関や事業活動などによる騒音・振動の防止などに対し、地域に寄り添いながら取組を推進する。また、発生源に対する監視・指導など悪臭防止に対する取組を推進する。
- 交通需要マネジメントなど地域特性に応じた交通環境配慮行動や事業者の自主的取組の促進を図るとともに、多様な主体との協働・連携や情報発信・情報共有などの取組の充実を図る。

●良好な水環境の保全及び共創

- 公用水域の水質保全や工場・事業場等の発生源対策の推進、土壌汚染対策の推進、地盤沈下・地下水位の監視など、法や条例等に基づく取組を効果的に推進する。
- 多様な主体との協働・連携や情報発信・情報共有の充実を図り、水辺に親しめる場の創出や地下水の涵養機能の保全など、本市の地域の特徴を踏まえた取組を推進する。

●適正な化学物質管理の推進

- 化学物質による環境影響の未然防止・環境リスクの低減に向けた取組を効果的に推進する。
- 事業者自身による化学物質排出量の削減など自主的な取組の促進を図るとともに、化学物質の環境リスクの地域ごとの把握や、多様な主体との協働・連携、情報発信・情報共有など、取組の充実を図る。

【施策の推進による他分野への効果】

次世代自動車の普及等、大気環境に関する取組を推進することは、温室効果ガス排出量の削減にもつながります。また、良好な水辺環境の保全等、水質保全に向けた取組を推進することは、多様な水生生物との共生にも寄与することが期待されます。

《SDGs の考え方の活用》

本市の大気や水などの環境は大きく改善されてきていますが、残された課題や環境・経済・社会の複合的な課題の解決にも貢献することを見据え、施策の展開に当たっては、次のようなSDGsのゴールやそのターゲットの視点も取り入れながら、取組を推進していきます。

[関連する SDGs のゴール]



データでひも解く、川崎の大気環境

高度経済成長の時代、都市部では深刻な公害を経験しました。本市も当時は工場から出る煙の影響で、灰色の空が広がっていました。しかし、市民・事業者・行政の協働による様々な取組を進めてきた結果、現在の大気環境は大幅に改善されています。

大気中には、健康被害等の原因になる大気汚染物質が存在し、主に人為的に発生します。代表的な物質には、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化硫黄(SO₂)があり、これらの大気中の濃度は低い方が望ましいです。

下表は昭和 63(1988)年度を 100 としたときの平成 28(2016)年度の大都市における濃度割合を示したものです。SPM と SO₂ については本市の減少率が一番大きく、大気中の SPM はおよそ 3 割に、SO₂ についてはおよそ 1 割になりました。その他の物質についても大幅な改善が見られました。

昭和 63 (1988) 年度に対する平成 28 (2016) 年度の濃度の割合

二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)			二酸化硫黄 (SO ₂)		
順位	都市名	割合	順位	都市名	割合	順位	都市名	割合
1	京都市	45.8%	1	川崎市	31.9%	1	川崎市	11.1%
2	横浜市	50.0%	2	東京都区部	34.0%	2	名古屋市	11.1%
3	大阪市	52.8%	3	京都市	37.8%	3	横浜市	20.0%
4	川崎市	53.1%	4	名古屋市	40.0%	4	東京都区部	25.0%
5	東京都区部	54.5%	5	横浜市	42.6%	5	神戸市	33.3%
6	名古屋市	56.0%	6	大阪市	45.5%	6	大阪市	40.0%
7	神戸市	66.7%	7	神戸市	45.9%	7	京都市	42.9%

※昭和 63(1988)年度当時、政令市でない都市のデータは大都市比較年表にないため、旧 5 大都市及び都区部と比較データは一般環境大気測定結果で比較

また、近年における首都圏の政令市及び都区部の NO₂ などの濃度を比較しても、大きな差がない状態となっています。

【環境配慮指針】

将来にわたり、市民の健康で安全な生活を確保していくため、家庭や職場等の様々な場面で、大気や水などの地域環境の保全に向けた取組が求められます。

地域環境の保全のために配慮すべき事項について、より分かりやすく示すため各主体別の行動例として次のとおり示します。

環境配慮指針			
項目	市民の行動例	事業者の行動例	川崎市の行動例
<p>良好な大気環境の保全及び共創</p> <p>良好な水環境の保全及び共創</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関や自転車、徒歩による移動に努める。 ・次世代自動車を積極的に使用する。 ・自動車を運転するときは、燃料の消費の少ないエコドライブの実施を心がける。 ・水を汚さないよう心がける。(油や調理くずは流さないなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車や自転車を積極的に使用する。 ・自動車を運転するときは、燃料の消費の少ないエコドライブの実施を心がける。 ・施設を適正に管理し、大気、水、土壌を汚染する有害な物質の発生を防止する。 ・騒音・振動等、周辺に著しい影響を与えないよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車や自転車を積極的に使用する。 ・自動車を運転するときは、燃料の消費の少ないエコドライブを実施する。 ・工場や事業場等に対し、法や条例等に基づく取組を推進する。 ・事業者の自主的な取組への支援を図る。 ・公共事業を実施する際、周辺地域の環境特性を十分に把握し、地域環境への影響が最少となるよう取り組む。
<p>適正な化学物質管理の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質に関する正しい知識を身につけるよう努め、環境に配慮した商品・サービスを選択する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質を適正に管理し、環境リスクの低減に努める。 	
<p>協働・連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気や水などについて理解を深め、環境配慮行動を促すイベント等を実施する。 ・市民活動団体、事業者等とそれぞれの特徴や強みを活かした環境教育・学習を実施する。 		

(4) 「環境への負荷が少ない循環型社会の構築に取り組む」

【施策の方向性】

リサイクル（再生利用）はもとより、より環境負荷が少ない2R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用））の取組を市民・事業者・行政の協働・連携で推進し、ごみを発生させないライフスタイルの追求と実践により、限りなくごみをつくらない、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に取り組みます。また、市民の生活を支える重要なライフラインとして、少子高齢化など社会状況の変化や新たな課題等に的確に対応し、安全・安心な処理体制の確立を確保し、適正に廃棄物の処理を行います。

なお、より詳細な施策内容は「川崎市一般廃棄物処理基本計画」等で示します。

【施策内容】

●2R（リデュース・リユース）の更なる推進

- 家庭系ごみの更なる減量化に向け、市民への2Rを優先した普及啓発の充実を図る。
- 生ごみの減量化や食品ロスの削減に向け、使いきり・食べきり・水きりの「3きり」を中心とした普及啓発を推進する。
- 事業系ごみの減量化に向け、事業者への普及啓発の充実や指導の徹底等を図る。また、食品ロスの削減に向けて、食べきり協力店など外食産業と連携した取組を推進する。
- 海洋に流出するもとなるプラスチックごみの削減に向け、発生抑制等に向けた取組を強化する。
- 市役所も市内の大規模事業者の一つとして、率先して2Rに取り組む。

●リサイクルの促進や有効利用

- やむを得ず出てしまったごみについては、できる限りリサイクルするよう、市民や事業者に対し、分別排出の徹底に係る取組を推進する。
- 資源物の店頭回収や拠点回収の充実など、市民の利便性の向上を図りながら、資源化の促進に向けた取組を推進する。
- 給食の調理残渣や食べ残しの飼料化など、食品廃棄物の資源化に向けた取組を推進する。
- 廃棄物発電を活用したエネルギーの地産地消に向けた取組やEVごみ収集車の導入など、ごみの焼却に伴う熱回収の徹底によるエネルギーの有効利用を図る。

●安全かつ安心な生活環境づくりの推進

- 引き続き見込まれる人口増加や将来的な人口減少・少子高齢化、IoT・AIの活用などの社会状況の変化にも的確に対応し、市民の生活を支える重要なライフラインとして、効率的・効果的かつ安全・安心な廃棄物処理体制の確立に向けた取組を推進する。
- 災害時における廃棄物処理体制の確保に向け、他都市や事業者との連携など取組を強化する。
- ポイ捨て等のない良好なマナーの普及促進や、不法投棄対策など、まちの美化促進に向けた取組を推進する。
- 超高齢社会を見据え、ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者の方などを対象にごみ出しを支援するふれあい収集への対応や、日々のごみ収集を通じた地域のみまもりなど、市民ニーズに対応した取組を推進する。

【施策の推進による他分野への効果】

日々のごみ収集を通じた地域のみまもり活動は、地域包括ケアシステムの構築にも資する取組になります。また、家庭で使いきれない未使用食品を集め、食糧支援を必要としている福祉施設等へ寄付するフードドライブなどといった取組は、ごみの減量化を図りつつ、社会への貢献も期待されます。

〈SDGs の考え方の活用〉

本市においては、ごみの減量化が大幅に図られるなどの状況にあります。一方、更なるごみの減量化・資源化や、プラスチックごみなど、地球規模の環境課題への対応も求められており、施策の展開に当たっては、次のような SDGs のゴールやそのターゲットの考え方も取り入れながら、取組を推進していきます。

[関連する SDGs のゴール]



日本初！廃棄物発電を活用した EV ごみ収集車を導入

本市は、地球環境にやさしいごみ収集システムの構築にも取り組んでいます。平成 31(2019)年 2 月には、ごみ焼却施設でごみを焼却した際に得られる蒸気での発電(廃棄物発電)を活用した、「エネルギー循環型ごみ収集システム」による、EV ごみ収集車(電池交換型)を、日本で初めて導入しました。



廃棄物発電を活用した EV ごみ収集車

【環境配慮指針】

資源を持続可能に活用していくために、家庭や職場等の様々な場面で、できる限りごみをださないようにすることや分別の徹底などの取組が求められます。

資源循環社会の構築のために配慮すべき事項について、より分かりやすく示すため各主体別の行動例として次のとおり示します。

環境配慮指針			
項目	市民の行動例	事業者の行動例	川崎市の行動例
2R(リデュース・リユース)の更なる推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品や日用品を購入する際は、ごみの少なくなるものを選ぶ。 ・生ごみ等の3きり(使いきり・食べきり・水きり)で食品ロスを減らす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て製品の製造販売や過剰包装を見直す。 ・物品等を購入する際は、ごみの少なくなるような環境配慮製品を選ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者の模範となるよう、資料のペーパーレス化など、市庁舎等においてごみ減量化運動を推進し、3Rと適正処理の徹底を図る。 ・ごみの発生が少ない製品やリサイクル可能な製品、環境への負荷の少ない製品を積極的に購入し利用するグリーン購入の拡大に向けた取組を全市で推進する。
リサイクルの促進や有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物をしっかり分別する。(プラスチック製容器包装やミックスペーパーなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙類、廃プラスチック、<small>ちゅうがいりい</small>厨芥類などできるだけリサイクルし、焼却するごみを減らす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の長寿命化に向けた予防保全的整備を行う。 ・災害時のごみ処理体制を整備する。 ・ポイ捨て等のない良好なマナーの普及促進や、不法投棄対策などの取組を推進する。
安全かつ安心な生活環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・処理作業に危害(爆発、火災など)を及ぼす恐れのあるものなどの処理困難物を普通ごみに混ぜて捨てない。 ・ポイ捨て等を行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニフェスト制度を遵守し、適切な処理・処分に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の長寿命化に向けた予防保全的整備を行う。 ・災害時のごみ処理体制を整備する。 ・ポイ捨て等のない良好なマナーの普及促進や、不法投棄対策などの取組を推進する。
協働・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブの取組を実施する。 ・資源物等の店頭回収や拠点回収の取組を実施する。 ・廃棄物減量指導員と連携し、地域の美化活動を実施する。 ・市民活動団体、事業者等とそれぞれの特徴や強みを活かした環境教育・学習を実施する。 		

第5章 計画の推進

1 計画の推進に向けた基本的な考え方

本計画に掲げる「めざすべき環境像」の実現に向け、基本方針を踏まえながら、基本的施策を総合的、効率的、効果的に実施していくことが重要です。

そして、各主体の取組が継続して実施されるには、環境の状況や取組結果に関して適切な点検・評価を行い、改善に結びつけていくような進行管理の仕組みの構築や、それを実施するための体制の確保、さらには計画の推進を促す制度や取組が必要です。

2 計画の推進体制

(1) 組織横断的な市の推進体制

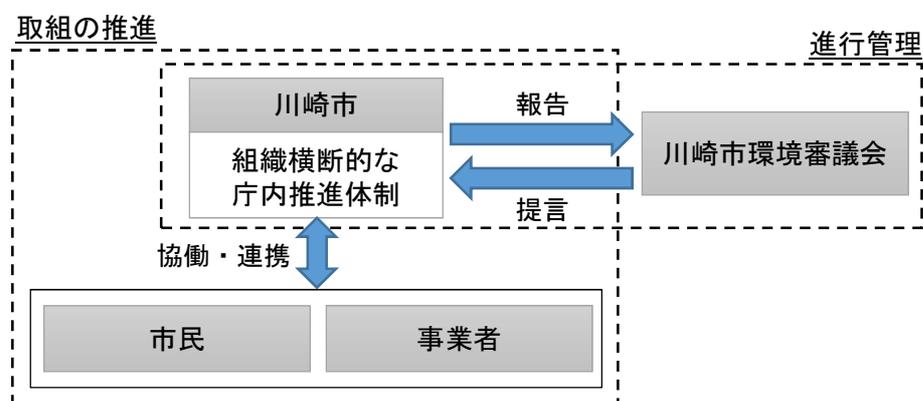
環境・経済・社会の統合的向上を図るとともに、環境分野間の横断的な取組を推進するため、本計画に基づく環境施策及び環境行政の総合的推進に向けた庁内推進体制により、取組を推進します。

(2) 多様な主体との協働・連携の体制

様々な環境分野で活動する多様な主体との協働・連携について、各分野の「横のつながり」の充実を図るとともに、他の市民活動との連携に向けた取組を推進します。また、地域の環境保全活動への参加の促進や環境に関する情報の共有などを通じて、各主体の社会的な責任の醸成を促します。これらにより、本計画の推進の役割を担う、市民・事業者との協働・連携の体制の充実に努めていきます。さらに、環境問題は広域的に取り組むべき課題が多いことから、国や近隣自治体等との連携をより一層進めます。

(3) 計画の外部評価体制

市民及び学識経験者等で構成される審議会で、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境保全に関する重要事項について公正かつ専門的な立場から審議を行い、本計画の改定や年次報告書による本計画の進行管理を行います。

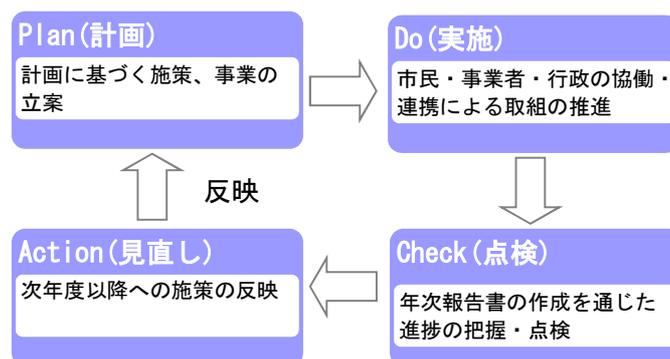


【図 20 計画の推進体制】

3 計画の進行管理

(1) 計画の進捗状況の把握・点検

個別計画の上位計画として、環境分野の取組状況全体の進捗を俯瞰・把握し、点検するため、施策の実施状況等について、総合計画及び個別計画等の進捗や参考指標の達成状況等を踏まえながら、年度ごとに進行管理を行います。また、本計画の適正な進行管理を図るため、年次報告書を作成し、公表します。



【図 21 計画の推進及び進行管理のフロー】

(2) 年次報告書の作成を通じた進捗の把握・点検結果等を受けての見直し

本計画の年次報告書の作成を通じた進捗の把握・点検結果や、審議会からの提言、市民・事業者からの意見等を踏まえ、庁内関係部局と調整の上、基本方針に基づき取り組む3つの柱や環境要素ごとの施策・事業等について、総合計画や個別計画等の進捗を考慮しながら検討、見直しを行います。

4 計画の推進を促す仕組み

(1) 関連計画等との連携

環境に係る取組が、防災対策や産業振興、健康維持等、経済や社会の多様な課題の解決に貢献することを見据え、重要な他の計画等との連携を図りながら施策を展開するなど、施策の横断的・総合的な取組を推進します。

(2) 環境影響評価制度等の推進

大規模な開発などの事業において、事業実施前に事業者の環境配慮を総合的に推進し、その事業計画が環境に配慮されたものとなるよう、市民や環境影響評価審議会の意見を踏まえながら事業者に対して環境配慮を促すなど、引き続き、環境影響評価制度を適正に推進します。また、市の実施する事業においては、事前の環境配慮をよりの確に行うために、環境調査制度を適正に推進します。

(3) 環境情報の収集及び効果的な発信

環境施策を科学的、総合的に推進するため、環境の現状、環境への負荷、施策の実施状況等に係る環境情報を体系的に整備し、市民が関心を持ちやすいテーマを十分に把握した上、紙媒体やホームページだけでなく、SNS など、様々な媒体を活用した情報発信を図ります。また、環境教育・学習の充実や、市民、事業者、民間団体による自発的な環境に配慮した行動の促進に資するため、情報を整備し、適切な提供及び効果的な発信に努めていきます。

(4) 環境科学に関する調査研究の充実

環境科学に関する調査研究は、新たに発生する問題等を的確に把握するとともに、複雑化、広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となることから、その充実に努めていきます。

また、気候変動適応法に基づき設置した気候変動情報センターを活用して、気候変動影響及び適応に関する情報の収集・整理をするとともに、調査研究を推進します。

(5) 経済的手法の調査・研究

市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブを与えることによって各主体の環境配慮を誘導する手法である経済的手法について、調査・研究を進めていきます。

付属資料

資料 1 川崎市環境審議会開催経過

資料 2 川崎市環境審議会委員名簿

資料 3 市民・事業者意識調査結果概要

資料 4 用語索引

資料1 川崎市環境審議会開催経過

開催日程	会議名	内容
平成30年7月20日	平成30年度 第1回 環境審議会	・川崎市環境基本計画の改定の基本的な考え方について（諮問）及び総合政策部会の設置について
平成30年8月2日	平成30年度 第1回 総合政策部会	・正副部会長選出 ・今後の検討スケジュール ・環境基本計画の改定の基本的な考え方について
平成30年10月19日	平成30年度 第2回 総合政策部会	・新たな環境基本計画の構成の考え方について ・市民・事業者の環境に係る意識把握に向けた取組について
平成31年1月7日	平成30年度 第3回 総合政策部会	・川崎市の環境の現況等について ・市民・事業者の環境に係る意見聴取状況について ・新たな環境基本計画におけるめざすべき環境像等の考え方について ・基本計画の改定の考え方（中間報告）骨子案
平成31年3月22日	平成30年度 第4回 総合政策部会	・川崎市環境基本計画の改定の基本的な考え方について（中間報告案）
令和元年5月16日	令和元年度 第1回 環境審議会	・川崎市環境基本計画の改定の基本的な考え方について（中間報告）
令和元年6月12日	令和元年度 第1回 総合政策部会	・新たな環境基本計画における分野別の目標及び基本的施策等の考え方について ・環境配慮指針の見直しの考え方について ・新たな環境基本計画の推進に向けた基本的な考え方について ・市民・事業者からの意見聴取について
令和元年8月8日	令和元年度 第2回 総合政策部会	・新たな環境基本計画における『地球環境都市』の考え方について ・新たな環境基本計画における計画の柱及び基本的施策等の考え方について
令和元年10月25日	令和元年度 第3回 総合政策部会	・市民・事業者からの意見聴取について ・川崎市環境基本計画の改定の基本的な考え方について（報告素案）
令和元年12月23日	令和元年度 第4回 総合政策部会	・川崎市環境基本計画の改定の基本的な考え方について（報告案）
令和2年1月17日	令和元年度 第2回 環境審議会	・川崎市環境基本計画の改定の基本的な考え方について（答申案）

資料2 川崎市環境審議会委員名簿

(1) 総合政策部会委員名簿

	氏名	所属	専門分野等	備考
1	石川 幹子	中央大学研究開発機構 機構教授	環境デザイン	副部会長
2	佐土原 聡	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院教授	都市環境工学	部会長
3	寺園 淳	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 副センター長	環境工学	
4	藤吉 秀昭	(一財)日本環境衛生センター副理事長	廃棄物工学	
5	細見 正明	東京農工大学名誉教授	環境化学工学	
6	南 佳典	玉川大学農学部教授	生態学、環境動態学	
7	山川 文子	エネルギーコンシヤス代表	省エネルギー	
8	若松 伸司	愛媛大学名誉教授	大気環境科学、都市環境工学	

※ 任期：平成30年3月1日から令和2年2月29日まで

(50音順、敬称略)

(2) 環境審議会委員名簿

	氏名	所属	専門分野等	備考
1	青山 森芳	市民公募(公害対策分野)	市民代表	
2	秋本 泰	市民公募(公害対策分野)	市民代表	
3	石川 幹子	中央大学研究開発機構 機構教授	環境デザイン	副会長
4	浦野 敏行	川崎商工会議所副会頭	市民代表	
5	大澤 洋子	市民公募(廃棄物分野)	市民代表	
6	加藤 順一	川崎市医師会理事	市民代表	
7	加藤 正巳	市民公募(緑・公園分野)	市民代表	
8	木村 純二	市民公募(廃棄物分野)	市民代表	
9	桑原 勇進	上智大学法学部教授	環境法、行政法	
10	小西 邦弘	市民公募(緑・公園分野)	市民代表	
11	佐土原 聡	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院教授	都市環境工学	
12	鈴木 貢次郎	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
13	関口 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科准教授	環境化学	
14	竹内 勝	川崎公害病患者と家族の会顧問	市民代表	
15	寺園 淳	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 副センター長	環境工学	

	氏名	所属	専門分野等	備考
16	富岡 昭三	川崎市全町内会連合会副会長	市民代表	
17	中島 伸	東京都市大学都市生活学部講師	都市工学	
18	藤井 修二	東京工業大学名誉教授	建築環境工学	会長
19	藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群(環境学専攻)教授	環境政策、環境システム科学	
20	藤田 由紀子	学習院大学法学部教授	行政学	
21	藤吉 秀昭	(一財)日本環境衛生センター副理事長	廃棄物工学	
22	細見 正明	東京農工大学名誉教授	環境化学工学	
23	南 佳典	玉川大学農学部教授	生態学、環境動態学	
24	宮脇 健太郎	明星大学理工学部総合理工学科教授	廃棄物工学、衛生工学	
25	森 安男	セレサ川崎農業協同組合 代表理事副組合長	市民代表	
26	森川 友生男	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会会長	市民代表	
27	山川 文子	エナジーコンシャス代表	省エネルギー	
28	若松 伸司	愛媛大学名誉教授	大気環境科学、都市環境工学	
29	渡部 堅三	川崎地域連合副議長	市民代表	

※ 任期：平成30年3月1日から令和2年2月29日まで
臨時委員は含まない

(50音順、敬称略)

資料3 市民・事業者意識調査結果概要

1 Web アンケート調査

(1) 目的

環境基本計画の認知度、取組の進捗、「環境・経済・社会の統合的向上」に向けた重要な取組等について、市民意識を把握するため、実施した。

(2) 対象

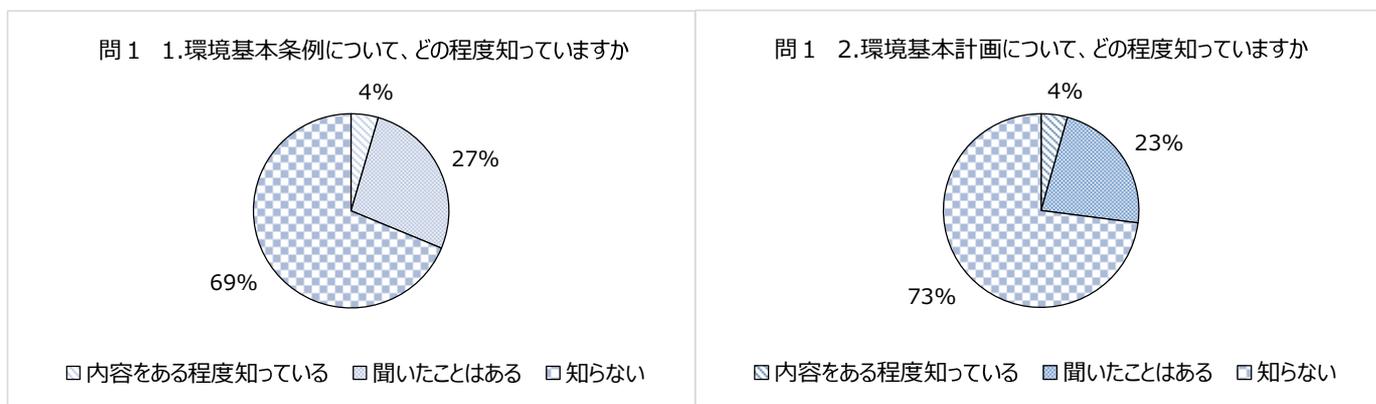
川崎市在住の18歳以上の市民を対象として、1,573サンプルを回収

(3) 期間

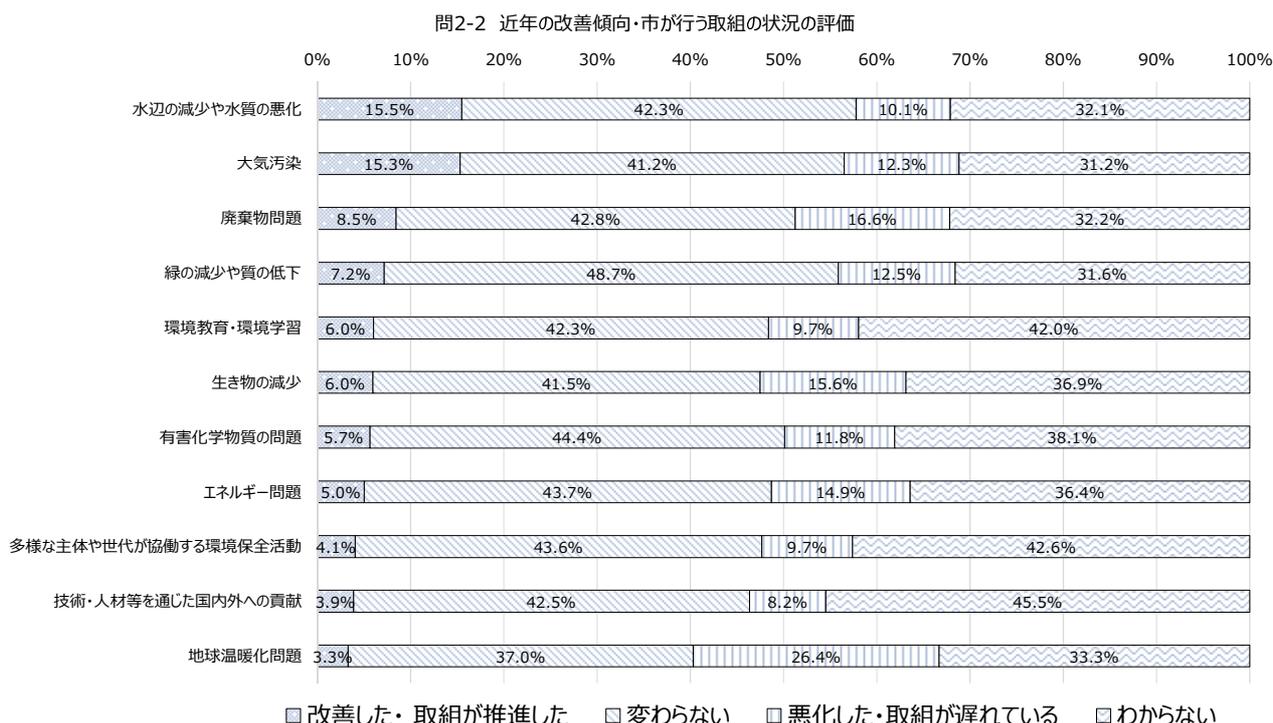
平成30(2018)年9月3日(月)～9月4日(火)

(4) 主なアンケート結果

ア 環境基本条例・環境基本計画の認知度

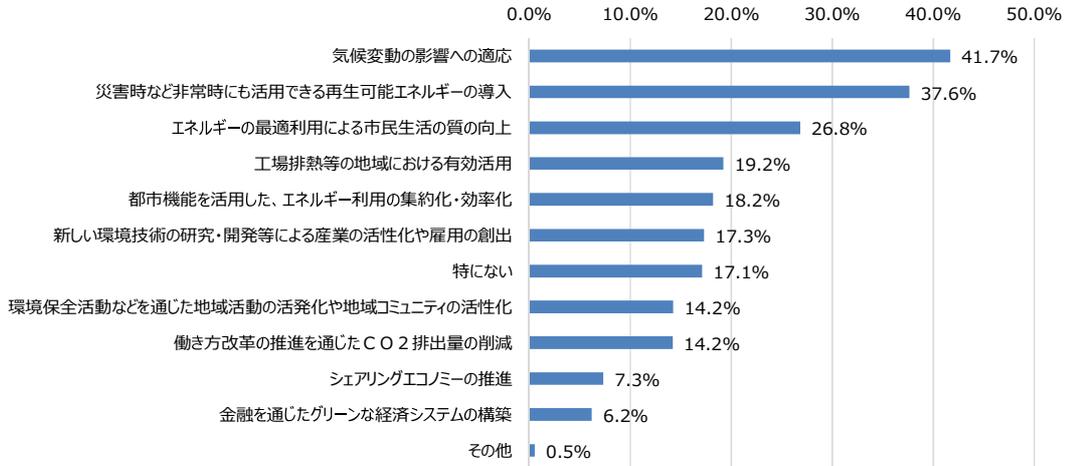


イ 環境の各項目に関する近年の改善傾向・市が行う取組の状況



ウ 「環境・経済・社会の統合的向上」に向けた重要な取組

問5 環境・経済・社会の統合的向上を図るため、特に重要と考える取組



2 市民・事業者アンケート調査

(1) 目的

川崎市環境基本計画の改定に向け、環境施策の効果をあげるための重要な取組など、市民や事業者の意識等を把握するため、アンケート調査を実施した。

(2) 対象

ア 市民活動団体に所属する市民や大学生等（アンケート回答 432 件）

イ 市内事業者（アンケート回答 122 件）

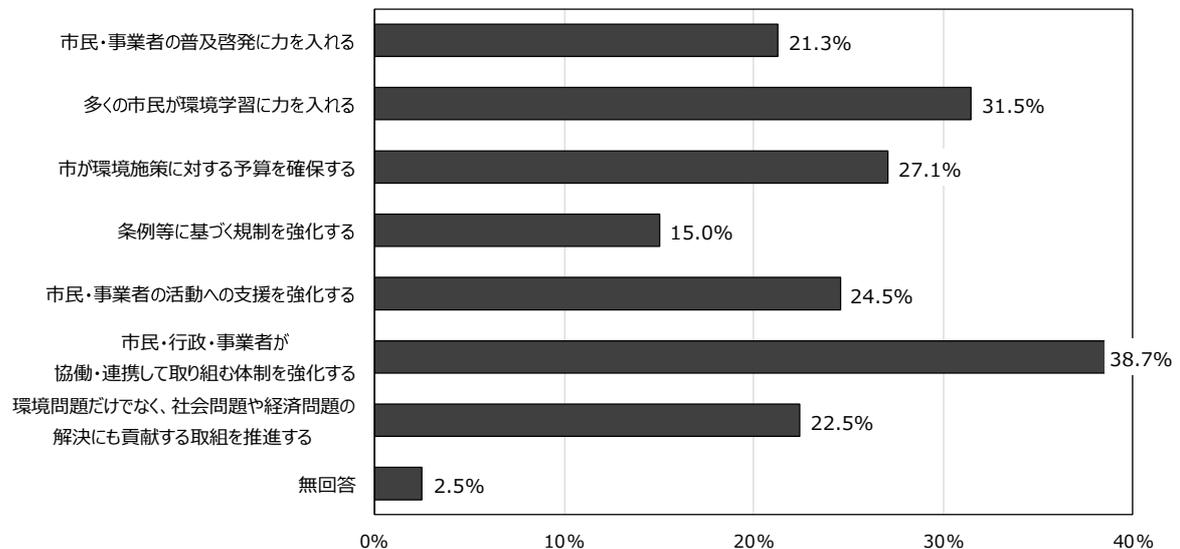
(3) 期間

令和元（2019）年6月～9月

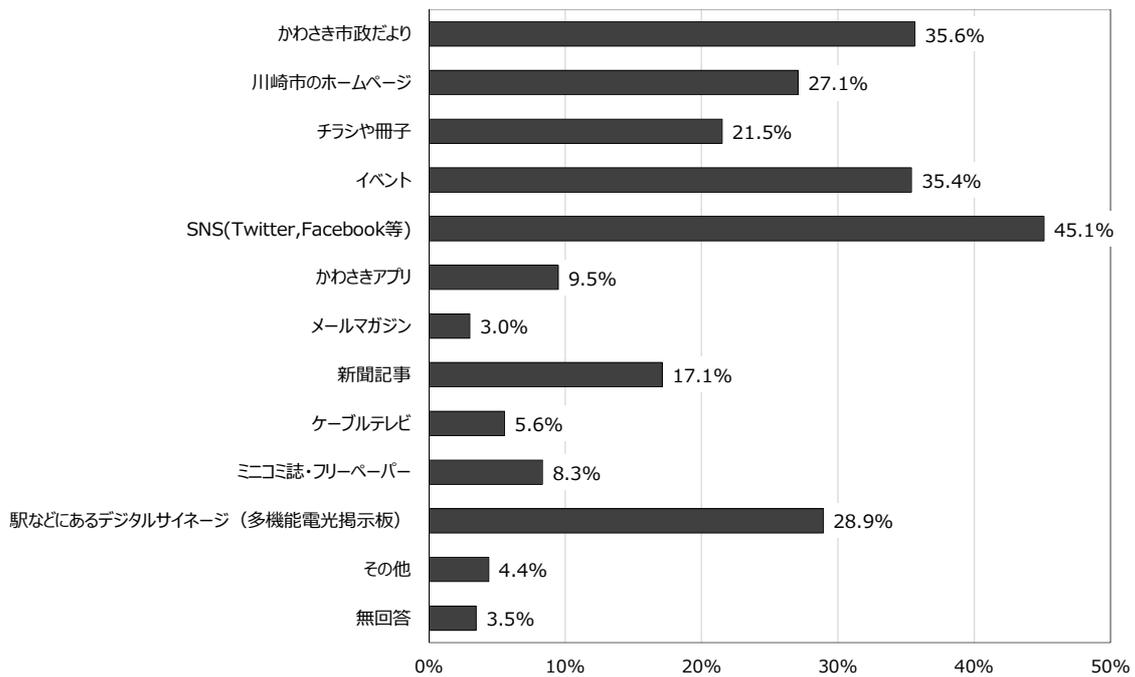
(4) 主なアンケート結果

ア 市民活動団体に所属する市民や大学生等

(ア) 環境施策の効果をあげるための重要な取組

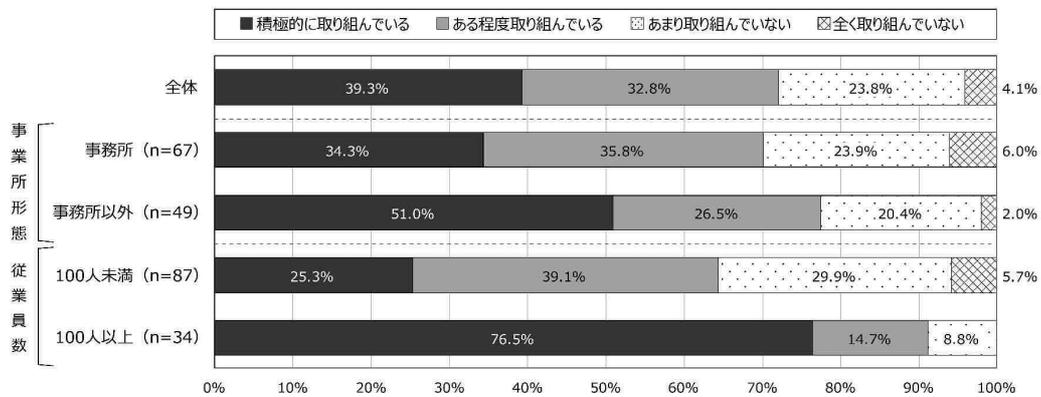


(イ) 環境に関する取組の効果的な情報発信



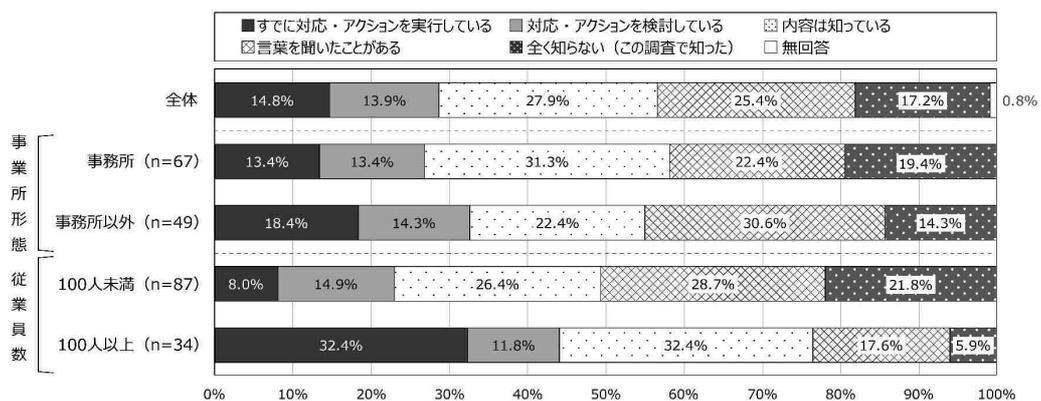
イ 市内事業者

(ア) 事業活動における環境への取組

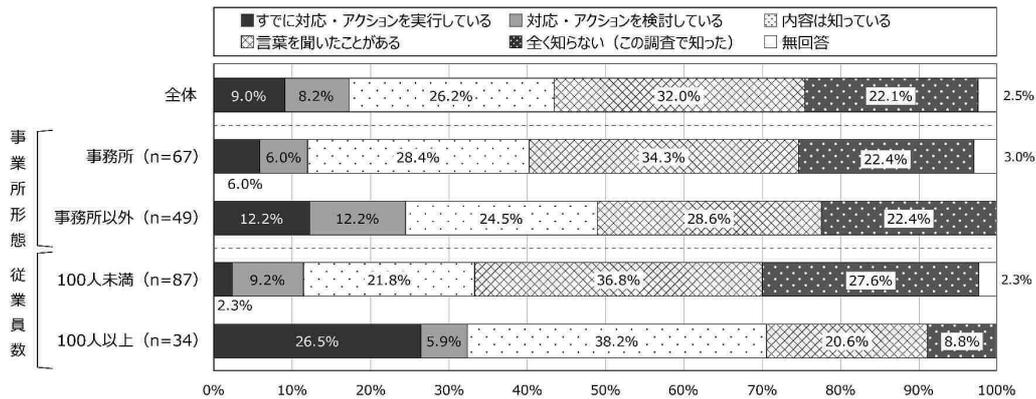


(イ) SDGs、ESG の認知、取組状況

●SDGs の認知、取組状況



● ESG の認知、取組状況



3 街頭アンケート調査

(1) 目的

環境保全に向けて心がけている行動を把握するため、イベント会場等において、子育て世代（保護者と子どもたち）を中心に街頭アンケート調査を実施した。

(2) 対象

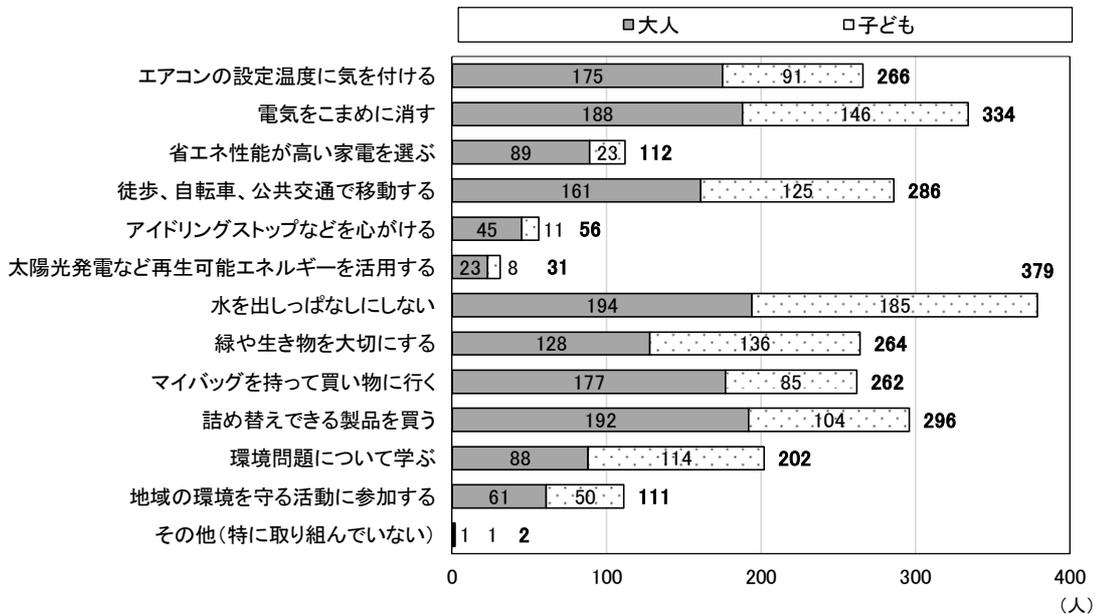
イベント等に参加している市民（512名（大人 312名、子ども 200名から意見を聴取）

(3) 期間

令和元（2019）年6月～11月

(4) アンケート結果

心がけている環境にやさしい行動



資料4 用語索引

【A～Z】

AI

Artificial Intelligence の略で、知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術。人工知能。

ESD

Education for Sustainable Development の略で、一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育のこと。平成13(2001)年に国連総会で「国連 ESD の 10 年」を採択し、世界で平成 17(2005)年から平成 26(2014)年にかけて「持続可能な開発のための教育(ESD)の 10 年」としての活動が取り組まれ、現在、後継プログラムとして、グローバル・アクション・プログラム(Global Action Programme:GAP)が公開され、日本においても ESD をますます推進していくとしている。

ESG 投資

環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)に配慮している企業を重視・選別して行う投資のこと。

ICT

Information and Communications Technology の略で、情報通信技術のこと。我が国が抱える様々な課題(地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等)に対応するため、社会の様々な分野(農林水産業、地方創生、観光、医療、教育、防災、サイバーセキュリティ等)における ICT の効果的な利活用が不可欠となっている。

IoT

Internet of Things の略で、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

PRTR

Pollutant Release and Transfer Register(化学物質排出移動量届出制度)の略。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

SDGs 未来都市

自治体による SDGs の達成に向けて優れた取組にチャレンジしている都市として国に選定された都市。

SNS

Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキン

グ・サービス)の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

Society 5.0

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会。サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。

【あ行】

イノベーション

経済や産業などの発展につながる、技術や仕組みの革新。

一般環境大気測定局

住宅地等の一般的な生活環境における大気の汚染の状況を常時監視するための測定局。

エコドライブ

急発進や急加速をしない、アイドリングストップの励行など環境に配慮した運転方法。CO₂ や排気ガスを抑制する環境改善効果があり、また燃料代の節約効果もある。さらに、穏やかな運転につながり、事故防止の効果も期待できる。

エネルギーマネジメントシステム

センサーや ICT 技術を駆使して、電力使用量の見える化(可視化)を行うことで節電につなげたり、再生可能エネルギーや蓄電池等の機器の制御を行って効率的なエネルギーの管理・制御を行うためのシステムのこと。対象によって HEMS(家庭のエネルギー管理システム)、BEMS(建築物のエネルギー管理システム)、FEMS(工場のエネルギー管理システム)、CEMS(地域のエネルギー管理システム)などと称される。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の 7 物質の温室効果ガスが規定されている。

【か行】

外来種

もともとその地域にいなかったが、人間の活動によっ

て国外や国内の他の地域から入ってきた生物のこと。外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種という。

化学的酸素要求量(COD)

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、CODは、Chemical Oxygen Demandの略。この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷(汚濁の度合い)が大きいことを示している。

風の道

海や山、緑地等の地域の冷熱源からの風を都市空間内に導く連続したオープンスペース(開放的な空間)を指す。風の通り道となる空間は、地上付近の都市空間の通風・換気に有効な河川や緑地、街路、建物の隙間空間の連なりなどがある。

川崎市自治基本条例

川崎市における自治の基本を定めるルールを定めた条例。市民が主役の市民自治を確立するため、自治の基本理念を明らかにし、自治を営むための3つの基本原則を定めている。

環境影響評価(環境アセスメント)

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たりあらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づきその事業について適正な環境配慮を行うこと。川崎市では、全国に先駆けて環境影響評価に関する条例を制定している。

環境基準

大気汚染、水の汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件として、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」に定められている。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくとするものである。事業活動等を直接規制するものではないが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となる。

環境負荷

人が環境に与える負荷のこと。単独では環境へ悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

環境リスク

化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいう。

緩和策・適応策

地球温暖化防止に向けた対策として、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことを「緩和策」という。これに対して、既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応策」という。

気候変動

地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるもの。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。川崎市緑の基本計画においては、「さまざまな主体の協働」、「つながりのある緑」、「地域の核となる緑」、「緑と水のネットワーク」、「緑の活用の仕組み」を川崎市の緑を考えていく上での骨格とし、これらの骨格を総称して「グリーンインフラ」として捉えている。

グリーンコミュニティ

多様な主体との協働による緑の効用の発揮に向け、地域・まちづくりのために緑を守り、育て、活用しようとする、市民、地域の活動団体、NPO、農業関係者、学校、企業、専門家及び行政等の複数の団体・組織の連携によるプラットフォームのこと。

グリーンリカバリー

新型コロナウイルス感染症の影響からの経済回復のあり方を、脱炭素社会への転換に貢献するものとする経済復興のことをいう。

健康項目

人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められた項目であり、カドミウム、全シアンなどが設定されている。

光化学オキシダント(Ox)

大気中の揮発性有機化合物(VOC)や窒素酸化物が太陽等の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等植物へも影響を与えるため、大気汚染に係る環境基準が設けられている。光化学スモッグは、光化学オキシダントに起因するスモッグのことをいう。

光化学オキシダント環境改善評価指標値

光化学オキシダント(Ox)対策効果を評価するために市独自で設定した日中のOx生成量を把握するための指標。Oxは工場・事業場、自動車などから発生する窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)などが原因物質となり、これらが太陽の紫外線と反応(光化学反応)することで生成される。このため、光化学反応が起こる日中のOx生成量を把握することで、原因物質削減に

よる Ox 低減の効果を把握することができる。

交通需要マネジメント

自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など、「交通需要の調整」を行うことにより、道路交通混雑を緩和し、併せて交通公害の減少、温室効果ガスの削減等をめざす取組のこと。

コージェネレーションシステム

熱と電気を同時に供給することができる熱電併給システムのこと。ガスエンジン、ガスタービン、ディーゼルエンジンなどの原動機を使って発電を行いながら、同時に発生する排熱を給湯、暖房、冷房などに利用することができる。

【さ行】

再生可能エネルギー

エネルギー供給構造高度化法において、「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーである。

3 処理センター体制

4 つのごみ焼却処理施設の敷地を有効活用し、市全体で通常、3 つの処理センターを稼働し、1 つの処理センターを休止、建設中とする体制で、平成 27(2015)年度からスタートした体制のこと。

事業継続計画 (BCP)

災害発生時など、人材や資材に制約がある状況下でも、適切に業務を進めるために備えておく計画。

自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染が考えられる交差点、道路及び道路端付近において、大気汚染の状況を常時監視するための測定局。

シェアリング・エコノミー

個人等が保有する活用可能な資産等(自宅の空き部屋や車などのほか、スキルや時間等の無形のものを含む。)を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して、他の個人等も利用可能とする経済活性化活動のこと。

食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因。

生活環境項目

生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められた項目であり、生物化学的酸素要求量(BOD)などが設定されている。

生産緑地

都市計画法の地域地区の一つであり、「農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資する」ため市町村が指定する。生産緑地に指定すると長期の営農が義務づけられる一方で、税の軽減措置が受けられる。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、BOD は、Biochemical Oxygen Demand の略。この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷(汚濁の度合い)が大きいことを示している。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な多様性をも意味する包括的な概念。

創エネルギー

エネルギーの節約だけでなく、太陽光発電等を利用することで、積極的にエネルギーを作り出していくという考え方。

【た行】

第一種指定化学物質

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある等の有害性の条件に当てはまり、かつ、環境中に広く継続的に存在するものとして、化学物質排出把握管理促進法で定める化学物質。

対策目標値

環境基本条例第 3 条の 2 に規定する環境目標値(市民の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい水準として定められた目標値)の達成に向けて、公害防止等生活環境の保全に関する条例において講ずべき対策上の目標値をいう。二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について設定されている。

脱炭素化

今世紀後半の世界全体での温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡の達成に向けて、化石燃料利用への依存度を引き下げることなどにより温室効果ガス排出を低減していくこと。

脱炭素社会

パリ協定に規定された「今世紀後半に温室効果ガス

の人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する」という 2℃目標を目指し、世界全体の人為的な排出量を実質的にゼロにした社会をいう。

地域包括ケアシステム

川崎市において、高齢者や障害者、こども、子育て中の親など誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、地域において「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」「福祉・生活支援」などのサービスが一体的に提供されるための仕組みのこと。

蓄エネルギー

夜間電力や太陽光発電の余剰エネルギー等を、蓄電池や給湯器等に電力や熱として貯蔵すること。電力の需給調整等に活用できる。

電気自動車(EV:Electric Vehicle)

ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、電気自動車は電動モーターで車を駆動させる。

特定第一種指定化学物質

第一種指定化学物質のうち、人に対する発がん性等があると評価されているものとして、化学物質排出把握管理促進法で定める化学物質。

特別緑地保全地区

都市計画に定める地域地区の一つ。良好な樹林地等を保全することを目的に指定する。地区内の緑地を保全するために一定の行為が制限される。

【な行】

二酸化窒素(NO₂)

物質が高温で燃焼する際に、空気や物質中に含まれる窒素が空気中の酸素と反応して生成されるもので、発生源は工場、自動車などの燃焼過程などである。

燃焼過程からほとんど一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

また、光化学オキシダントや酸性雨の原因物質の一つである。

水に難溶性のため呼吸時に深部の肺胞に達し、呼吸器系炎症を起こす。

このため、環境基本法第 16 条に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい環境基準が定められている。

燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接、電気を発電する装置。「電池」という名前はついているが、蓄電池のように充電した電気を溜めておくものではない。燃料電池の燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質してつくるのが一般的。酸素は、大気中から取り入れる。また、発電と同時に熱も発生するため、その熱を活かすことでエネルギーの利用効率を高められる。

燃料電池自動車(FCV:Fuel Cell Vehicle)

燃料電池を搭載した電気自動車のこと。ガソリン駆動車に比べてエネルギー効率が高いのが特徴。排出されるのは水だけで、CO₂ や NO_x、SO_x などの温室効果ガス・大気汚染物質が排出されないため、「究極のエコカー」とも言われている。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域で、都道府県が指定するものをいう。この地域のうち農用地等として利用されるべき区域が農用地区域として定められ、農業目的以外の土地利用が規制される一方で、農業に関する公共投資が計画的に推進されるものとされている。

【は行】

廃棄物発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながり、温暖化対策としても注目されている。

パリ協定

平成 27(2015)年 11 月 30 日から 12 月 13 日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締結国会議(COP21)で採択された気候変動に関する国際条約。平成 28(2016)年 11 月 4 日に発効した。

ヒートアイランド現象

都市部において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の減少、さらには熱の増加により地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都市部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド(熱の島)といわれる。

微小粒子状物質(PM2.5:Particulate Matter 2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5 μm 以下のもの。一般に SPM よりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子(硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等)などである。

ふれあいの森

土地所有者から良好な樹林地を本市が借り受け、散策路や休憩施設等を整備し、自然と触れあえる場として市民の利用に供する制度で、緑の保全と活用を図ることを目的としている。

浮遊粒子状物質(SPM:Suspended Particulate Matter)

大気中の粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管等に沈着するなどして、呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」に分類される。

フードドライブ

各家庭で使いきれない未利用食品を持ち寄り、フードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動のこと。

【ま行】

マニフェスト制度

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に帳票(マニフェスト)を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した帳票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのこと。

緑の保全地域

「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められ、良好な緑を形成している土地について区域等を指定する制度。

未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギー(夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水)や、工場棟の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーの総称。

【ら行】

緑地保全協定

緑地保全事業要綱に基づき、緑地を保全するための本市の制度。地権者と緑地保全協定を結び、適性な緑地保全に努めるため、市が管理費の一部を助成している。

川崎市環境基本計画 改定スケジュール（案）

日付・時期	内容
令和2年10月29日（木）	環境委員会報告
30日（金）	パブリックコメント開始
11月16日（月） （18：00～19：30）	市民説明会（川崎市役所第4庁舎）
18日（水） （18：00～19：30）	
21日（土） （14：30～16：00）	
12月24日（木）	パブリックコメント終了
令和3年 2月～3月	環境委員会報告
令和3年 3月	計画策定

川崎市環境基本計画改定案について御意見をお寄せください

本市では、環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築するため、環境行政の基本指針である「川崎市環境基本計画」に基づき取組を進めているところですが、環境行政を取り巻く状況は、環境・経済・社会の複合的な課題や、気候変動など地球規模の環境の危機的状況に加え、少子高齢化や人口減少等、大きく変化しています。

こうした社会状況の変化等に的確に対応し、持続可能なまちづくりを一層推進するため、川崎市環境基本計画改定案を策定しましたので、皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集の期間

令和2年10月30日（金）～12月24日（木）

※持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）にお持ちください。

2 資料の閲覧場所

- (1) 環境局総務部環境調整課（川崎市役所第3庁舎17階）
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館
- (3) 各生活環境事業所
- (4) 情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

※川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

3 意見の提出方法

題名、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

- (1) 電子メール
川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください。
- (2) 郵送・持参
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
川崎市環境局総務部環境調整課（川崎市役所第3庁舎17階）
- (3) ファクシミリ
FAX 番号 044-200-3921（環境局総務部環境調整課）

《留意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。
また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や来庁による口頭での御意見は受付しておりませんので、御了承ください。

4 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、令和3年3月頃にホームページで公表します。

5 問い合わせ先

環境局総務部環境調整課

電話 044-200-2374/FAX 044-200-3921

意見書

題名	川崎市環境基本計画改定案について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地) *区名まで			
意見の提出日	令和2年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

川崎市環境基本計画改定案に対する意見

--	--	--	--

- ・お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	川崎市環境総務部環境調整課		
電話番号	044-200-2374	FAX番号	044-200-3921
住所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 (川崎市役所第3庁舎17階)		